

市民の意見

発行：市民の意見30の会・東京

NO.106

2008/2/1



発行者の住所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-29-12-305 TEL/FAX:03-3423-0185 郵便振替：00120-9-359506
ホームページ：http://www1.jca.apc.org/iken30 eメール：iken30@mwb.biglobe.ne.jp
* 隔月刊/購読料・送料とも年2500円、一部400円、65歳以上および身障者の方は年2000円

千葉四郎「母の顔」 (無言館所蔵 作者の経歴は2ページ)



千葉四郎「母の坐像」

満州で消息不明になったわが子はきっと帰ってくる。出征した四郎の部屋をそのままにして待ちわびていた両親も亡くなった。四郎が母の顔を描いた一枚の絵と、母の坐像、母の手を彫った二つの陶像だけがのこった。映画が好きで、四郎は東美を出てからしばらく映画会社につとめていたそうだ。戦地からひよっこり帰ってきて、ぼくは絵描きをやめて映画をつくるんだ、といっている四郎の夢を母親はよくみたといっていた。

(窪島誠一郎「無言館 戦没画学生」祈りの絵」講談社刊より)

「市民の意見」106号 目次

●2008年の課題

派兵恒久法体制造りに抵抗しよう！ 天野恵一 3
今年も市民意見広告を出します！ 北原博子 6

●憲法9条と非武装

いまこそ非武装・人権の理念を 古関彰一 8
非武装の現実性について① 井上澄夫 11
声明 迎撃ミサイル発射実験に抗議する 14

●「イントレピッドの4人」40周年集会から

脱走兵からのメッセージ R・ベイリー/M・リンドナー 16
国家に反逆する市民の権利 対談 鶴見俊輔/室 謙二 17

ベ平連と脱走兵援助の歴史的評価 小熊英二 18

「最後の脱走兵越境作戦」高橋武智さんを囲んで 20

●大義なき「テロとの戦い」

イラク戦争を拒否した将校の場合 高橋武智 21
グアンタナモ収容所は問いかける 川上園子 22

●文化

詩「星ではない」 中 正敏/作者プロフィール 2
表紙の絵の作者・千葉四郎 2
連載エッセイ③ 装われた(下層化) 鈴木一誌 32

マンガ「ふしぎのくにのありか」① まつだたえこ 33

●運動の現場から

岩国市民を支援するカンパ要請 井上 森 15
葛飾立川のピラ配布弾圧判決に思う 編集部 26
反貧困ネットワーク 湯浅誠さんに聞く 山本唯人 28
重慶・成都への旅と浅草ウォーク 津谷裕子 30

杉並病をめぐる行政の責任 30

●その他

無言館第2展示館着工 7
▽インフォメーション
▽読者のおたより/グリーン会員新設について 33
▽会計報告/編集後記 34

◆本号のすべてのカット 鷲谷眞理子

◆題字 安西賢誠 36

☆2月の読者懇談会のご案内☆

講師：川上園子さん (アムネスティインターナショナル日本) 「グアンタナモ収容所と『テロとの戦い』」
日時：2007年2月22日(金)午後6時半 参加費500円 / 場所：たんぼぼ舎 (JR水道橋駅5分 ダイナミックビル5F)
☎03-3238-9035 地図ウェブはhttp://www.jcan.net/tanpoposya/info/map.htm

星ではない

中 正敏

星ではない

星になりたくはない

大きな旗の中の星の一つには

されたくない

にんげんなのです

ひとは水にすぎぬとしても漏らさぬよう

光りの糸で たんねんに

いのちの籠を編むものだと思ってきた

いのちは自分のもの

それぞれが尊び

支配者のくのために捨てたくはない

改憲すれば星一つの兵にされる

言葉で抗いつづけ

法は平和のためにあると希望を抱きたい

(コールサック社刊「原爆詩181人集」より)

◆作者プロフィール◆



中 正敏

(なか・まさとし)

1915 (大正4) 年大阪府生まれ。38年、朝鮮大田歩兵部隊に入隊、40年、肺浸潤により外地派遣を免れ除隊。戦時中寿重工、住友鉱業に勤務。59年、詩作活動を始める。詩集「雪虫」「小さな悲願」「デュラハンの誘い」など多数。81年、詩集「ザウルスの車」で第10回壺井繁治賞受賞。新日本文学会、アジア・アフリカ作家会議に入会のち退会。「戦争に反対する詩人の会」「沖縄に基地をなくす会」「無辺の会」会員。「詩人9条を守る会」に参加。

NOT A STAR

Naka Masatoshi

Not a star.

No wish to become a star,

No wish to become one

among those stars in the big flag.

We are human beings;

even though our bodies consist of water,
we shouldn't admit to leak it.

It had been my thought that

by threads of light, elaborately, we weave
the basket of life.

Life is individuals

respecting each other,

I don't want to throw it away for a dictator's
country.If we change our constitution, we will be forced
to become soldiers of the lowest rank;

by resisting with words,

I want to embrace my hope that law exists
for peace.

(英訳・結城 文)

◆表紙絵の作者◆



千葉四郎 (ちば・しろう)

1913 (大正2) 年11月、青森県弘前市の造り酒屋に生まれる。33 (昭和8) 年東京美術学校図案科入学。卒業後、改造社、日本映画社などにつとめ、陶芸、彫刻にも才能を示した。44 (昭和19) 年青森第5連隊に入営。満州 (中国東北地方) 林口で終戦を迎えたが、延吉へ移動後、消息を絶つた。戦死公報によれば、享年31歳。

福田政権下で進む改憲策動

補給支援特措法を糾弾し、派兵恒久法体制作りを抵抗しよう！

天野恵一

① 「補給支援特措法」の成立

1月11日、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動に関する特別措置法（補給支援特措法）」が成立させられてしまった。アメリカ軍中心のアフガニスタン占領への自衛隊の軍事的加担を正当化することの法は、昨年11月で期限切れとなった「テロ対策特別措置法」に代わるものであり、海上自衛隊のインド洋での給油活動を再開させるためのものである。

「給油活動」の継続という米国（ブッシュ）からの強い要請にうまく応えきれなくなつて、安倍は政権を放りだした。その安倍政権が実現できなかった政策を福田政権は、やはり越年国会という異例の政治状況下、参院で否決され、衆院で3分の2以上の賛成で再議決という1951年以来的の方法で実現した。文字通りの歴史的暴挙である。任期中に平和憲法の原則を変え、戦争国家日本にするための「明文改憲」の実施を公言して首相となった極右天皇主義者の安倍は、強行採決を繰り返し、まず教育基本法を国家主義にねじまげる法改悪をし、憲

法を変えるための手続き法である「国民投票法」までつくりだしてしまつたあと、*「自爆」*した。「消えた年金」、閣僚の汚れた「カネ」づくりといった問題で世論の支持をまったく失つた安倍政権は、衆院で3分の2賛成での再議決路線も、公明党の賛成がえられず、挫折。しかし、福田政権は「ソフト」イメージに転じて、公明党をも新たに抱きこみなおして、給油継続（侵略占領への軍事加担の再開）へと突き進んでしまった。この日の『朝日新聞』の社説「再可決へ『3分の2』決着の無策」の結びはこうである。

「党内には、条件つきで給油容認の声もあった。なのに小沢代表が『違憲』と決めたため、現実的な修正の余地を狭めてしまった。そのあげく、対案が国会に出てきたのは年末ぎりぎりになってからだった。これではまともな論議にならなかつたのも無理はない。／政府・与党にしてみれば、再可決でようやく懸案を打開できるということだろう。だが、無理押ししたことツケはいずれ払わねばならない。」

昨年11月の福田首相と小沢民主党代表の

「大連立」構想が「破裂」した後、民主党が「対決路線」にあらためて入ってしまった結果が、これだと『朝日』はボヤいているのだ。反自民という参院選の「民意」を無視した小沢の「大連立」と批判し続けた『朝日』としては、不整合な主張である。自衛隊海外派兵ではぜひ共同歩調をとってほしいということなのであろう。ウンザリする論理だ。「2人だけの会談では、自衛隊の海外派遣のための恒久法制定まで含めて妥協ができそうだった」のに、というわけである。

② 「大連立」は改憲への道

福田政権は発足して以降改憲という言葉の口にはせず、安倍の肝いりでつくられた「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇）での集団的自衛権合憲化のための活動に対しても冷やかな態度を示し、国民投票法で設置が決まった憲法審査会を始動させる動きを見せていない。こうした福田政権をどう評価するかをめぐって、私たちはいろいろ論議をした。参院で多数派になった民主党の存在もあり、明文改憲へのスピードはまちがいなくダウンしたのだから、民主党の対決路線とも協力的な運動を、という声もあった。この時私は、民主党ももう一つの、平和憲法改悪をめざす「改憲政党」である事実を忘れてはいけない、むしろ、ここからより多くの民衆の賛成の声を組織する巧妙な改憲プロセスが

始まるのではないかと判断し、福田政権の成立や民主党の増大に幻想を持つべきではないと主張した。「市民の意見30の会・東京」の少なからぬメンバーの基本的スタンスも、そうした方向におちついてきたと思う。私たちのこの判断の妥当性は、その後におきた福田自民党党首と小沢民主党代表との間で一時的にであれ「大連立」の構想が成立したという事態によく示されていた。

この動きの直前に小沢一郎は『世界』（07年11月号）に「今こそ国際安全保障の原則確立を——川端清隆氏への手紙」なる論文を発表した。その内容は自民党が進めているアフガニスタン戦争への協力は、米軍等の支援であり集団的自衛権の行使であるから違憲、しかし「国連の決議でオーストライズ」された国連の平和活動への参加は、国家の主権である自衛権をこえた活動であるから、武力行使であっても合憲、アフガニスタンのISAF（国際治安支援部隊）への参加も合憲というすさまじい内容のものであった。

「大連立」は、小沢のこの主張をベースにして論議され、基本線で合意されたことはまちがいない。この内容は自衛隊の海外活動の領域を拡大するために恒久的派兵体制をつくりだそうという福田の意向と、基本的なところでは対立していないのである。自民党はアフガニスタン戦争も「国連決議でオーストライズ」されていると強弁して派

兵を進めてきたのだ。実は両者は「国連決議によるオーストライズ」の内容解釈で対立しているにすぎず、「合憲的」（あるいは超憲法的）恒久的派兵体制づくりへの意思という点では共通しているのである。だから両者とも「合意」が実感できたのだ。

だいたい、この「大連立」の裏の仕掛け人は、元首相で改憲一筋の政治家中曽根康弘と、読売新聞グループ本社取締役会長渡辺恒雄、日本テレビ取締役会長の氏家斉一郎の三人であることは明らかになっている。最も改憲キャンペーンに熱心であった『読売』のドン（チベツネ）がこまかく動きまわったことも、あれこれオープンになっている。これは改憲のための「大連立」であったのだ（改憲翼賛国会づくり）。そして、小沢代表が独走しただけで民主党がまったくまともめられなかった結果、「破裂」したこの「大連立」、一度辞職してもどった小沢は、やり方はともかく、その構想の正当性をその後も主張し続けている。

そして、この時の「合憲」は今も生きており、権力政治の動きを大きく規定しているのである。それは、この間の政治プロセスを見れば、あまりにも明らかである。

③ 派兵恒久法（一般法）の浮上

1月6日の『朝日新聞』にはこうある。

「政府は、国連平和維持活動（PKO）以外でも自衛隊が海外活動できる一般法（恒

久法）について、秋の臨時国会での提出を視野に本格検討に着手する方針を固めた。国連決議や国際機関の要請を派遣の前提とし、国会の事前承認を義務づける一方で、武器使用基準の緩和を検討する方向で与党と調整に入る。一般法は、昨年の民主党・小沢代表との党首会談でも必要だとの認識で一致しており、同党にも政策協議を呼びかける考えだ」（傍点引用者）。

小沢（民主党 プラン（原則）に接近するかたちでの「武器使用権限を拡大」した自衛隊の恒久的派兵体制づくりが、福田政権によって公然と目指されたわけである。ここに、「合意」の政治意思はまちがいないく生きている。裏の「大連立」政治状況は続いているのだ。

この記事は、「集団的自衛権の解釈変更を警戒する公明党にも配慮し、私案では国連決議や国際機関の要請がなくても多国籍軍に参加可能としている部分を、あくまでも国連決議などを派遣の前提とすることで理解を得たい考えだ」とレポートしている。この自民党のスタンスは、国連決議で「オーストライズ」された活動なら自衛隊が武力行使しても「集団的自衛権」の行使を禁ずる憲法に違反することにはならない、という国連活動を絶対化し、平和憲法を事実上破壊してしまう小沢の「解釈」（強弁）に限りなく接近したものになっているではないか！

④ 民主党の「対案」は自民案と共通

実は、この「合意」が生きている事実は、補給支援特措法をめぐる自民党と民主党の国会でのやりとりの中にこそ、リアルに確認できるのである。民主党は参院外交防衛委で「否決」方針ではなく「継続審議」方針を出し、ほかの野党3党に拒否され、断念。3分の2の再議決に対する首相の問責決議をあきらめた。この補給支援特措法を、何がなんでも阻止しようという意思がまったくみられない政治的対応に終わったのである（党首小沢は何と採決を棄権）。

その理由は、民主党が提出した対案（国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法）を具体的に検討してみればよくわかる。

民主党案も「国連決議でオーソライズ」して自衛隊の海外での軍事活動を正当化している点は自民党と共通しているのだ。共産党や社民党がこの案を拒否したのは、あたりまえである。この案には、おまけにこんなことまで書かれている。

「国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の

集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則（2005年9月16日の国際連合総会決議に規定する大量虐殺、戦争犯罪、民族浄化及び人道に対する犯罪から人々を保護する責任の原則にのっとった活動が国際連合の下で実施されることとなった場合における当該活動に対する我が国の協力の在り方に関する事項を含む）が定められるものとする」。

なんと、この「対案」の中に「海外派兵基本法」（派兵恒久法）づくりが呼びかけられているのだ。国連の「オーソライズ」にもとづいて自衛隊をさらにドンドン海外派兵をする体制こそがつくられるべきであると宣言されているのだ（事実上、集団的自衛権が行使されようが国連で「オーソライズ」されていれば合憲という暴論）。くりかえすが、この「解釈」は、集団的自衛権の行使はできないという9条の最後のブレイキをはずしてしまおう平和（非武装）憲法の最終的な破壊である。

1月6日の『東京新聞』にはこうある。「政府は5日、武器輸出3原則を緩和する方向で検討に入った。現在は米国とのミサイル防衛（MD）で、例外的に認めている他国との武器の共同開発・生産と、共同開発参加国への輸出を解禁することが検討課題に上っている。政府の『防衛省改革会議』で防衛装備品調達方式の見直しと合わせて検討を本格化させる」。

この「武器輸出3原則」も平和憲法下

につくられた、もう一つのブレイキである。これも武器生産・輸出大国日本へ向けて破壊されようとしているのである。

このように、「大連立」騒ぎをはさんで、権力者たちの改憲の動きはストッパーするどころか、新たなスタイル（解釈改憲の方を突出させる形）で加速されているのである。小選挙区制の導入による2大政党時代といわれて10年余。それは2大政党による平和憲法破壊（改憲）につながるという予測は、「不幸」にも的中している。

私たちは小選挙区制そのものへの批判をも忘れず、国会での闘いがますますあてにならなくなった状況をリアルにふまえ、反戦・反改憲・反派兵恒久法の大衆的な動きをこそ、至るところで創り出していかねればならない。

私たちの具体的な課題としては、5月3日の「9条実現」市民意見広告運動の内容に派兵恒久法づくりに反対するという主張をキチンとおりこみつつ、広告運動を展開することがまず必要である。

さらに、この間、意見広告に協力してきている各地のイラク派兵（汚職まみれの「米軍再編」）反対の活動や武器輸出3原則を破壊するMD構想に反対行動を展開しているグループと結んで、反基地・反自衛隊の闘いを大きくしていくことに全力をつくすべきである。

（あまの・やすかず、本誌編集委員）

今年も市民意見広告を出します！

——「非武装・不戦の9条実現」を掲げて——

市民意見広告運動事務局 北原博子

■事実上の改憲を許すな！

教育基本法の改悪や国民投票法の制定を強行して改憲への道をつとめていた安倍政権がもろくも崩壊し、ちよつと物物かりのよさそうな福田政権が登場したことで、改憲は遠ざかったかのような空気が生まれました。しかし、本当に私たちは安心できるのでしょうか。

1月11日、政府は補給支援特別措置法(いわゆる新テロ対策特措法)案を異例の衆議院再可決という手段で成立させました。これにより、アフガン・イラクで軍事行動を続けている米軍等への給油活動が、まもなく再開されるでしょう。政府はこれを「テロとの戦いへの国際貢献」と主張しますが、そもそもアフガン・イラクで進行しているのは外国軍隊による不当な軍事介入・支配であり、それを支援することがどうして国際貢献となりうるのでしょうか。しかも、米国を含む多くの国ぐにでブッシュ政権の戦争政策への批判が高まりどうやって1日も早くアフガン・イラクから手を引くかが問題になっている時に、日本政府だけがブッシュの忠犬よろしく戦争続行を支援しようというのです。

それだけではありません。政府は何か起こる度に特別措置法を作るのでは迅速に対応できないと、いつでも自衛隊を派遣できる「海外派兵恒久法案」を国会に提出する準備を始めました。これには民主党にも同調する動きがあり、現に同党が先の臨時国会に提出した「アフガン派兵法案」には、海外派兵恒久法早期制定の要求が明記されました。政府の「恒久法案」の内容はまだ明らかになっていませんが、その目的は自衛隊の海外派遣可能地域を拡げ、武器使用の基準を大幅に緩めることにあるといわれます。

補給支援特措法も、海外派兵恒久法案も、憲法9条を正面から踏みにする究極の解釈改憲、事実上の「立法改憲」であり、私たちは断じて容認することはできません。私たち市民意見広告運動は単なる憲法9条文存続を願うのではなく、こうした事実上の改憲行為に抗議する意味をこめて、多くの皆さんのご賛同を集めたいと考えます。

■運動の現状について

第7期市民意見広告運動は、呼びかけ開始以来3ヵ月がたちました。今回も、目標は次の5月3日(憲法記念日)に意見広告「非

武装・不戦の憲法を変えさせるな」をできるだけ多くの新聞に掲載することです。

1月20日までの賛同金は881万1735円、賛同者数は2497人となっています。目標額は2500万円ですから運動の成功に向けてこれが決して安心できる数字でないことはいうまでもありません。ニュース購読者の皆さんの一層のご協力をぜひお願いしたいと思います。

昨年の同時期は安倍「改憲志向」政権への警戒があり、チラシを請求するファクスや、賛同金の払い込み用紙には賛同者の悲鳴のような書き込みがあふれていました。今年はどうでしょうか？ 意見広告は毎回

「反改憲・反戦の短歌・狂歌・俳句・川柳」を募集しているのですが、残念ながら昨年に比べ今年投稿が激減しています。参院選挙で与党を大敗させた民意の力が「改憲の危機を遠ざけたのでは」と思われているかも知れませんが、安倍政権下で成立した国民投票法はまだ生きており、2010年には施行されます。福田首相は確信的改憲論者であり、次の総選挙の結果次第でいつ改憲日程を明らかにするかわかりません。

超党派の「新憲法制定議員同盟」は、民主党に憲法審査会の始動を早めるよう働きかけています。私たちの眼前には、楽観を許さない情勢があるのです。

■新しい賛同者を増やすために

1月20日の時点での賛同者は2497人

ですが、そのうち今期初めて賛同した人は297人と全体の約10分の1で、今期の運動が新しい賛同者獲得に成功しているとはいえない状況です。毎年賛同してくださる方々に支えられて運動が継続しているとはいえ、新しい賛同者の掘り起こしの努力が必要で、私たちは潜在的な賛同者は比較的高い年齢層にあると考えており、そこにターゲットを絞った広告宣伝活動を考えています。具体的には、新たに雑誌『婦人之友』への賛同者募集広告の掲載を予定しています（他に有力夕刊紙への掲載も計画中です）。また、宗教関係へのアプローチも有効と考え、前回はキリスト教系の出版物への広告を掲載しましたが、今期はぜひ仏教系のメディアにも広告を打ちたいと努力中です。また、前述の「反改憲・反戦の歌・句」の募集も積極的に進めたいと思います。

■今期の事務局体制

事務局は、現在15人のスタッフが定期的に事務所で実務にあたっています。そのほか、自宅で賛同者のメッセージを入力している人もいます（寄せられたメッセージや反戦歌壇への投稿は、随時事務局だよりのブログにのせています）。今回は賛同者名簿の入力ソフトを新しくし、入力にかかる労力、時間を減らしました。作業の間には、改憲をめぐる状況への活発な議論と現状認識の確認なども行なっています。また、それぞれ

が地元での活動やさまざまな集会に参加するなど、精力的に動き回っています。

■地方紙掲載をめざす。グループとの連携

7期の市民意見広告運動では、いままでは主に全国紙への掲載をめざす運動を展開してきましたが、全国的には地方紙の読者のほうが多いという事実があります。そこで、それぞれの地元で地方紙に意見広告を載せる運動をしませんか、という呼びかけをしました。それに応えて大阪の「とめよう改憲！ 大阪意見広告運動」が、全国紙の関西または大阪版への掲載をめざして活動を始めています。大阪意見広告運動へのお問い合わせは、市民意見広告運動が取り次ぎます（ただし、振替用紙は別です）。

●3・23講演集会のお知らせ

市民意見広告運動／市民の意見30の会共催
「5・3市民意見広告を成功させるために」
——格差・貧困・戦争と憲法——

▽講演／奥平康弘（憲法学者・9条の会）「自衛隊の海外派兵恒久法と解釈改憲」／堤 未果（ジャーナリスト）「イラク戦争下の貧困大国アメリカ」

▽3月23日（日）13時半～16時半
東京しごとセンター地下講堂（JR飯田橋駅東口徒歩7分）／資料代800円

福田内閣は明文改憲への意欲を隠したまま解釈改憲を強行し、9条の精神を形骸化しようとしています。この動きをこれ以上すすめてはなりません。チラシの冒頭に書いたとおり「継続は力」です。皆さんの力で意見広告を成功させましょう。（きたはら・ひろこ、市民意見広告運動事務局長）

無言館第2展示館の工事すすむ

本誌表紙でおなじみの戦没画学生慰霊美術館「無言館」（長野県上田市）の第2展示館の工事がすすんでいます（写真左）。昨年内に基礎工事は終り、1月から床や壁の工事に入りました。外観は本館と同じくコンクリートの打ちっぱなし、展示室「傷ついた画布のドーム」は、天井も使った大きなドーム型の空間になる予定。併設される平和図書館「オリーブの読書館」に並ぶ本の整理作業も始まっています。今夏の完成、公開が待たれます。



（なお、無言館では一般の方からのご寄付を受け付けています。個人1口1万円、企業1口20万円。寄付された方の氏名・企業名は図書館の書棚に刻まれます。）

振込み先「郵便」00550-5-95952「銀行」八十二銀行塩田支店（普通）273290 何れも「オリーブの読書館」建設の会代表窪島誠一郎宛

いまこそ非武装と人権の理念を

— 憲法9条問題が問われていること

古関彰一

改憲を旗印に掲げた安倍政権が参議院選で大敗して崩壊し、福田政権が誕生した。福田政権からは改憲の声は全く聞こえてこない。とはいえ、憲法改正国民投票法は、07年5月に成立している。ただし、その施行は3年後の10年5月であるが、すでに国会法も改正して憲法改正案を発議する憲法審査会が定められているので、最短では3年後、そろそろ「2年後」と言った方が正確かもしれないが、憲法改正が発議されることは制度上は可能となっている。今国会で憲法審査会の設置がとり沙汰されているとも伝えられる。

振り返ってみれば、憲法改正論議は、湾岸戦争後の日本で「国際貢献」が叫ばれる中で、「改憲」論議と言えば、9条を中心とした「改憲」「護憲」論議を連想することから、論議を「タブー視することはいくはない」を合言葉に、「論憲」などという言葉に乗って、90年代初めに始まったのであった。はじめの頃は、「新しい人権を盛り込む」などとも言われていたが、結局は、相も変わらず9条中心の改憲論議に収斂したこと、さらに自民党案は、「新憲法草案」

と銘打って、日本国憲法からの断絶を高らかに謳い上げたにもかかわらず、内容的にはあれほど嫌いな日本国憲法を土台にした修正案でしかなかったことは、今日の憲法改正の理念の低劣さを物語っているといえよう。

しかし、問題はこうした低劣な理念を否定していれば事足りる時代ではない、ということである。国民国家、国民主権が揺らぎ、近隣諸国の民主化が進み、戦争形態が激変する中であって、日本国憲法の理念を擁護するのみならず、それをいかに発展させるか、といった自覚と展望なしに、「護る」ことは不可能だと考えている。

今日の改憲論議の焦点が9条であるので、ここでは9条を中心に考えてみたい。

■9条制定と天皇免責の関係

日本国憲法が施行されて60年も過ぎたのであるから、歴史的検討がなされなければならぬ。9条に関しては、昭和天皇が世を去ってから側近の日記などが公表され、9条制定の経緯を再検討することが可能となった。



私たちは、9条は日本側（幣原内閣）とGHQ（マッカーサー）との合作であるとの言説の下で、9条は日本人の

戦争体験の結果として生まれたものだと考えてきた。しかし、こうした言説は歴史的な実証に基づくものではなかった。筆者は、9条はマッカーサーの発案によるもの（米政府ではない）であり、それは昭和天皇の戦争責任を免責するためであること、9条によって空白となる日本本土の防衛は沖縄に米空軍基地を確保することにより可能であると考えたためであることを実証的に明らかにしてきた（くわしくは、拙著『平和国家』日本の再検討）岩波書店、2002年、あるいは『憲法9条はなぜ制定されたか』岩波ブックス、2006年参照）。

筆者がこうした過去にこだわってきたのは、9条をどう担うかという私たちの今日の課題にかかわることだと考えたからである。

米国を中心とする連合国は、占領統治を円滑に進めるために天皇制を残すこととし、昭和天皇の戦争責任を不問に付した。それはまた、日本人の戦争責任を不問に付すことにもつながった。歴史的に検討してみると、憲法9条を戦争責任との関係で認識してこなかったことは、日本が侵略し、日本の軍事力を脅威と考えるようになった近隣アジア諸

国の日本認識を忘却のかなたに追いやることになった。

■戦争責任の自覚を欠いた9条認識

こうした9条認識・戦争責任認識は、憲法の後で日本の戦後体制を決定したサンフランシスコ講和条約の締結に当たっても同様であった。米国は冷戦政策の中で日本の政治的安定を最優先し、講和条約の中で日本の戦争責任については一切触れず、賠償請求権すら認めないこととした。このような講和条約を時の首相・吉田茂は、非懲罰的だと絶賛した。一方、米国の陣営とのみの単独講和に反対し、ソ連・中国を含めた全面講和を主張した陣営は、再軍備には反対したが、条約のなかで日本の戦争責任・連合国の賠償請求権が定められていないことにはなんらの関心も示さなかった。つまり、冷戦史観のなかで、対社会主義陣営との関係の中でのみ現実を見て、条約の反アジア的性格を見落としてきたといえよう。

前線での戦死者を除けば、戦争による被害がほとんどなかった米国にとって、賠償請求権が盛り込まれていないことはさして問題ではないにしても、日本の植民地となり、侵略され、あるいは占領され、最大の戦場となったアジア諸国にとっては、これは死活の問題であった。9条によって、戦争を放棄し、「日本は変わりました」「諸国民の公正と信義に信頼して、我が国の生

存と安全を保持」することになりました」と言っても「信頼」されるはずはない。日本人にとって、これこそまさに9条の問題であったのであるが、その後長きにわたり、こうした認識は育たなかった。

日本人が、憲法9条をなくすべきではなく、9条は日本人の悲惨な戦争体験から生まれたものだとの認識が定着したのは、1950年代なかがころに政府・与党が改憲を主張し、広範な護憲運動が展開されてからのことであった。この過程で、憲法9条は定着したと考えられるが、それはまた近隣諸国への戦争責任の自覚を欠いた9条認識の定着でもあった。戦後補償、従軍慰安婦などの日本の戦争責任問題を近隣諸国の民衆が、私たちに突き付けるようになるのは、80年代後半以降のことである。

安倍前首相に象徴されるように、日本の戦争責任を事実上否定し、未来指向を強調し、アジア諸国に力の外交を推し進める勢力は、同時にまた9条改正に熱心であることを思うにつけ、9条の制定理由を再認識しなければならぬと思うのである。

■死刑執行増加・治安強化と9条の矛盾

戦争を放棄し、軍備を持たず、国の交戦権を認めない憲法9条は、日本国憲法の基本理念として、統治機構や人権条項の中に生きている。軍事裁判所を認めず、国家緊急権、徴兵制も認めていない。残虐な刑罰を禁じ、刑事被告人の権利を詳細に定めている。それがために刑事訴訟法は憲法施行とともに全面改正された。9条は、外に向かつて軍事力による国家主権の行使を禁じているが、この理念は国内的にも国家権力の行使を制限している。それは一言でいえば、権力行使を制限し、非暴力を基本としているといえよう。

最高裁判所は、絞首刑は憲法が禁ずる「残虐な刑」に該当しないと、現行の死刑制度を認めているが、刑法学者で、最高裁判事も務めた団藤重光は「死刑廃止論（第6版）」（有斐閣、2000年）のなかで、「ボアンナードが内乱罪について戦争論に結び付けて死刑廃止論を展開しているのは、非常に意味深長です」と述べた後に、9条と死刑について次のように述べていることは傾聴に値する。「日本国憲法は国際紛争を解決する手段としては戦争を永久に放棄しています。私は、そのことから、ひいては日本国憲法の本質として、死刑をも否定するところまで本来行くべきであろうと思います。」

ところが、現実とは全く逆である。長勢前法相の下でなんと10人の死刑が執行された。この数年の死刑判決の激増により、この時点で死刑判決を言い渡されている死刑囚は103名と報道された（朝日新聞、2007年8月23日）。その後、鳩山法相の下で、すでに3名が死刑を執行されてい

る。また、極刑の死刑を頂点に、少年法をはじめとしてなにかと重罰化の傾向がめだつ。あるいは多くの自治体で警察が推進する「生活安全条例」を制定し、学区区でパトロール隊が組織され、「見守り隊」などというステッカーを付けた自転車が走っている。監視カメラの普及も著しい。それも犯罪統計の分析結果では、「犯罪はさして増加もしていなければ、凶悪化もしていない」にもかかわらず、である（河合幹雄「安全神話崩壊のパラドックス」岩波書店、2004年）。

憲法9条は、こうした厳罰化・治安強化の中で改正されようとしている。しかし、憲法9条改正問題が、厳罰化・治安強化と結びつけられて論ぜられることはあまりない。ところが、歴史を振り返ってみれば、この結びつきは一見明白である。日中戦争が始まった1937年に防空法が、翌年には国家総動員法が、皇紀2600年の翌年の1941年には治安維持法が改正され、準備結社罪の新設、予防拘禁制の導入などが行なわれ、続いて行なわれた刑法改正では、留置期間の延長、公務執行妨害罪の適用拡大、安寧秩序罪の新設などの大改革が行なわれ、この年の末には太平洋戦争へと突入したのであった。

私たちは、戦争放棄と軍備不保持の憲法9条を自らの闘いによって法制化してこなかっただけに、その思想的基礎を持ってい

ないように思える。「改憲反対」「九条を守れ」といったスローガンが、護憲運動の中心になって見ると、9条は、単に国家の対外政策の一つの如く考えられてきているのだろうか。

■非暴力・人権こそ憲法の理念

筆者が「やはりそうかもしれない」と思いついたのは、最近起きたビルマ（ミャンマー）での軍事政権によるデモ隊への弾圧報道に接したときであった。

1988年のビルマでの国民民主連盟に対する軍事政権による弾圧以来、なぜ民主化勢力は軍事政権に対し武装闘争に踏み切らないのか、あの野蛮な弾圧に対して忍従を続けるのか不思議でならなかった。

こんな疑問に回答を与えてくれたのは、民主化運動のリーダー、アウンサン・スーチーの著書であった。アウンサン・スーチーは、非暴力の思想を根底に民主化運動を進めている。彼女は、高校教育をインドで受けているが、ガンジーの非暴力思想に若いころから共鳴していたようだ。彼女は、著書『恐怖からの自由』のなかで、彼女が尊敬する父・アウンサンとガンジーを比較して「非暴力の偉大な使徒ガンジーと国軍の創設者アウンサンとは、その個性において大きな相違があったにもかかわらず、いついかなる場所においても権威主義的体制に挑戦した点においてはまったく同じで

あった」と述べている。

彼女の政治活動は、こうした理念に基づいているといえよう。民主化運動が弾圧される中で、89年に行なわれた被弾圧者の追悼と人権擁護のための集会での演説で、世界人権宣言の意義を説いた後で、つぎのように訴えている。「基本的人権を与えてくれるならば、国民は平和的に民主化の実現に向かって行動することができよう。この権利がないために、ある人びとは武器を取りたがるのです。…法律に基づいて、基本的人権が保障されるならば、人びとも騒乱を起す必要などありません。…

ですから、反乱にいたらず、民主化を実現させるためには、基本的人権を与えよと私たち国民民主連盟は要求しているのです。」（アウンサンスーチー演説集『みすず書房、1996年』）。

非暴力と人権。これぞまさに日本国憲法の理念そのものではないのか。近代の独立・民主化の運動は、武力に対しては武力をもって闘いを挑んできた。「取れ武器を！ 組め！ 隊伍を！」。さらに冷戦下では闘いは戦争へと容易に発展した。

ビルマの民主化運動は、武力による弾圧にもかかわらず、非暴力で人権を求める闘いを続けている。これは日本国憲法の理念が、つまり、武力によらずに平和的に社会を転換できる、武力によって事を解決しないとの理念が、妥当性を持つのか否かが試

されている、思想的には他人事ではない問題だともいえよう。

しかし、ビルマの民主化運動は世界的に孤立しているだけでなく、日本の中でも孤立している。在日ビルマ人と日本人の「ビルマ市民フォーラム」などが主催する集会などに参加してみても、日本の「護憲運動」に携わる人びと、あるいは政党の姿はあまり見受けられない。そういえば、ベトナム戦争で南ベトナム民族解放戦線や北ベ

トナムの武力闘争を支持した勢力があったが、こうした政治選択と、改憲運動に抗して平和憲法を支持することの整合性をどのように考えるべきか、といった議論はほとんど聞かれない。

憲法9条を護るためには、私たちがこの60年間、9条をどのように認識してきたのか、そしていま、なにが問われているのか、あらためて総括する時ではないのか。

(二せき・しょういち、独協大教授、憲法学)

非武装の現実性について・その1

井上澄夫

●日本政府は「9条を守る」ことを国民に命じられている

「反改憲運動が「9条を守る」と言うとき、その意味はふつう「憲法9条を変えさせない」、つまり9条の文言を変えさせないということでしょう。自民党の新憲法案は現憲法の第2章のタイトル「戦争の放棄」を「安全保障」とします。そして9条を変えて「自衛軍」の規定を設け、さらに現行の9条から第2項を削除するとしています。「戦力の不保持」と「国の交戦権の否認」を削るといいますから、そのねらいが国の武装と交戦権を合憲化することで

あるのは明らかです。それゆえこのように憲法を変えるのは許さないという強い決意をこめて、ほとんどの反改憲運動が「9条を守る」と表明しています。

しかし、本来、9条を守るべきは誰か。それは日本政府です。憲法99条は「公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と定めています。それは憲法を作った国民が命じているのです。現憲法においては、前文が宣言しているとおり「主権は国民に存」します。そして国民の憲法制定権は国民主権の最も根源的なものです。それゆえ憲法制定権をもつ国民が9条の順守(遵守)を日本政府に命じているのです。



この最重要のことが現在の反改憲運動で十分理解されていないように感じます。9条を誠実に順守すべきは政府ですが、歴代の保守政権は9条をとことん骨抜きにしてきました。ですから私たちに問われているのは、9条の変更を許さないだけではなく、政府に9条を実現させることです。それは私たちが政府に対し平和のために「市民の強制力」(市民の平和力)を発揮することです。政府に9条を実現させるためには、まず強行されている戦争国家化に歯止めをかける必要があります。米国によるアフガニスタン・イラク侵略戦争に加担している日本政府の政策を変えさせ、海外派兵恒久法の制定を阻止する努力が求められています。そういう認識を基本にして私の考えを記します。(なお本稿では、朝鮮民主主義人民共和国を北朝鮮と略記します。)

●侵略されたら……？

各種の世論調査をみると、憲法9条を變えることは反対だが自衛隊はあってもいいという人が7割くらいいます。9条は戦力の保持を禁じていますから、9条を厳守するなら自衛隊はあつてはなりません。その意味で「憲法9条を變えることは反対だが自衛隊はあつてもいい」というのは明瞭な論理矛盾です。問題はそう考える根拠で、9条を守りたいと思う人も、その多くが「侵略されたらどうするか」という不安にとりつかれているのでしょうか。

そういった不安は政府やマスメディアによつて日々すり込まれています。しかしその種の無責任で犯罪的な煽動は歴史の事実を直視していません。まさしく過去に目を閉ざし不安や恐怖を煽り立てています。

考えてみましょう。「侵略されたら」と言いますが、近現代の日本の歴史で日本が侵略されたことがあるのでしょうか。元寇（げんこう）は鎌倉時代の話です。米軍など連合国軍に占領されたのはアジア・太平洋戦争で敗北した結果です（奄美群島は1953年まで、沖縄は1972年まで米軍統治下に置かれました）。近現代の日本が侵略されたことは一度もありません。侵略されたことはないのに侵略におびえるのは何とも不思議なことです。逆に侵略の経験についてはどうでしょうか。台湾侵略に始まり、日清・日露戦争を

経て、シベリア戦争、中国東北部侵略に続く全面侵略からアジア・太平洋戦争に至り、ついに無条件降伏したこの国のありようは、文字通り侵略の歴史です。日本は侵略戦争を繰り返しながら、台湾を略取し、樺太を割譲させ、朝鮮を「併合」し、「南洋諸島」を領有し、植民地支配を続けました。つまり日本が侵略されたことは一度もありませんが、日本が侵略した例は枚挙にいとまがないのです。

日本の支配層のメンタリティー（精神構造）には、侵略戦争と植民地支配の記憶がこびりついています。と言っても過去の歴史を反省するのではなく、かつての加害への報復を恐れているのです。アジアの近隣諸国に対しかつて何をしたか、よく覚えていないがゆえに、いつやり返されるかわからないとおびえているのです。浅ましい心性と言うほかありませんが、閣僚や有力政治家から間欠泉のように噴き出す、侵略戦争や植民地支配を肯定したり賛美する暴言は心底にそのような恐怖心を潜ませています。

●中国や北朝鮮の「脅威」？

中国の軍拡の脅威が取り沙汰されていますが、中国が攻めてくるのが考えられるでしょうか。日中の経済関係はすでに互いに支え合う構造になっています。抜き差しならぬ関係になってきているのです。歴史認識や海底資源について深い溝があるにせよ、

それが軍事的な衝突に発展することは考えられません。

日中間には平和友好条約があり、それが両国関係の基礎になっています。中国の軍拡は好ましいことではありませんが、中国側からみれば、日本の自衛隊の増強が大きな脅威と映ります。日中が軍拡競争の時代に突入しつつあることは実に憂慮すべきことですが、戦争は天災のように、ある日突然やってくるものではありません。中国の軍拡が「大国」にせり上がる志向をもってアメリカを意識してなされているという見方があります。軍事的に対抗できるようにするのは10年後という説もあります。しかしそういう中国の軍事大国志向が日本への侵略につながると思うのは、それこそ「かつてあれだけのことをやったから必ずやり返される」という類（たぐい）の恐怖心ゆえでしょう。

いわゆる「北朝鮮の脅威」ですが、同国の軍隊は燃料不足で戦闘機の訓練も十分にできない状態です。しかも大量の軍隊を海外に送る海軍力はありません。北朝鮮による「侵略の脅威」は現実には存在しません。ミサイル発射実験や核実験が「脅威」の宣伝に使われていますが、通常弾頭搭載ミサイルの破壊力が非常に小さいことは防衛省の幹部も認めていますし、米政府は核実験は失敗したと見ています。たしかに日本の原発がミサイルで破壊されたらそれこそ

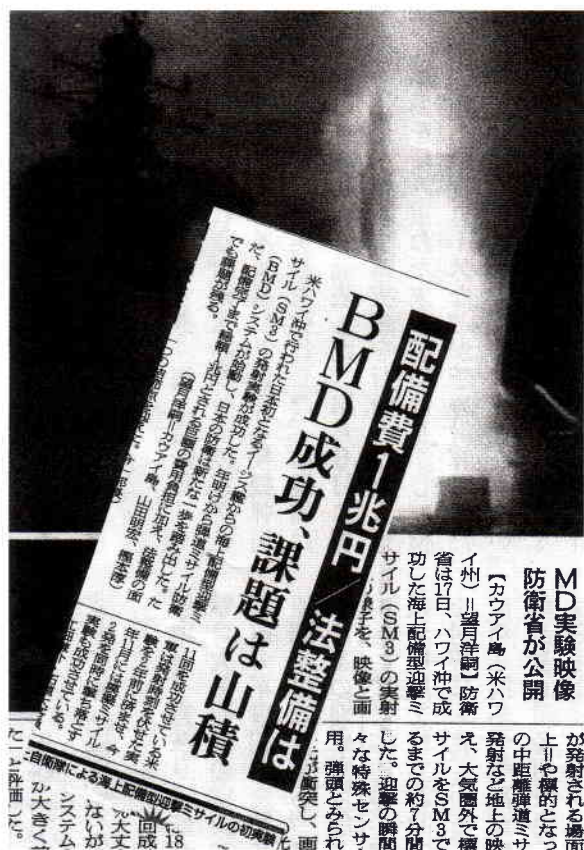
大変なことになります。北朝鮮のミサイルはそれほど精度（命中率）の高いものではありません。

日本は冷戦が続いている時期も原発建設を続け、日本海沿岸を「原発銀座」にした。当時はソ連が仮想敵国でしたが、とすれば、どうしてソ連軍が精度の高い核ミサイルで「原発銀座」を攻撃することに備えなかったのでしょうか。ソ連の核ミサイルが本当に脅威であると考えたなら、それらの原発は地下に建設しなければならなかったはず。このことは、日本政府が本気で「ソ連の脅威」に備えようとしていなかったことを実証しています。むしろ「ソ連の脅威」を騒ぎ立てることで、自衛隊の

軍備増強を図り、軍需産業の存続・発展を保障したのが真相でしょう。

冷戦終結後、自衛隊は「北方重視」を「南方重視」に変えました。なぜでしょう。これは私の年来の持論ですが、「軍隊にとつて最大の敵は敵の不在」です。敵がいないと軍隊は存在理由を失います。わかりやすい例を挙げましょう。

陸上自衛隊は冷戦時代、北海道の音威子府（おといねっぶ）でソ連軍を迎撃する訓練を繰り返していました。北海道最北端の稚内方面にソ連軍が上陸することを想定し、その南の狭隘な音威子府盆地にソ連軍を誘い込んで戦車隊で殲滅（せんめつ）するということが、冷戦が終わり状況は一



変し、北海道の戦車隊はまったく存在理由を失いました。しかし軍隊は敵が消滅すれば敵を造ります。「南方シフト」では改めて中国と北朝鮮という敵が設定されました。大分県の日出生台（ひじゅうだい）で2002年11月

18日、陸上自衛隊と米海兵隊が日米共同軍事演習の最中、陸上自衛隊の松川正昭・西部方面總監（当時）が演習に抗議する人びとに食ってかかり、「なぜ訓練に反対する。訓練は北朝鮮への抑止力になる」と言い放ちました。「敵」を明かさないと演習の最高責任者が抗議デモを見て逆上し、ついホンネを漏らしたのです。

その例が顕著に示すように、冷戦終結後は「ソ連の脅威」に代わって「中国の軍拡」や「北朝鮮の脅威」が喧伝（けんでん）されるようになりました。それは急にとつてつけた看板です。防衛省・自衛隊と三菱重工業などの軍需産業が自らの存続を図り、必死になって世論を誘導しようとしているのです。迎撃ミサイルの開発など、軍需産業に莫大な税金を湯水のように流し込むだけのことです。

防衛省は去年12月18日、米ハワイ沖で海上配備型迎撃ミサイル（SM3）の初の実射実験を行ない、標的の迎撃に成功したと発表しましたが、それは、米軍関係者によれば、発射の場所と時刻を明示した「かなり初歩的」なものでした（12月19日付「朝日新聞」写真上）。この迎撃実験の費用だけで総額60億円が浪費され、弾道ミサイル防衛（BMD）システムを完成させるには、配備完了までに総額1兆円を要するといわれています。ミサイル防衛は明らかに「北朝鮮のミ

（次ページ下段に続く）

海自イージス艦「こんごう」によるSMミサイル発射実験に抗議する！

（佐世保への実戦配備を中止し、ミサイル防衛から撤退せよ！）

12月18日午前7時すぎ、海上自衛隊イージス艦「こんごう」が米ハワイ・カウアイ島沖で迎撃ミサイルSM3による模擬弾道ミサイルの迎撃実験を強行した。防衛省は実験の「成功」を発表した。11月6日に標的を追尾・捕捉する実験を行なうなど入念な準備を積み重ねた末の成功はしかし、模擬弾頭の飛行コースなどが予め計算された、実験とは程遠い「出来レース」に他ならない。

今回の迎撃実験はまず何よりも、ハワイの海と空と大地を侵すものであり、到底許すことはできない。「こんごう」が使ったハワイにおける「ミサイル防衛(MD)」実験施設(太平洋ミサイル射場)は、先住民民族が崇めてきた土地や海を侵略したうえに構築されている。

さらに、「防衛」を前面に掲げるMDの本質は、米軍が反撃を恐れることなく核をも含めた先制攻撃(予防戦争)を行なうための「先制攻撃促進装置」に他ならない。日本が配備を開始したSM3やPAC3などのMDシステムは、米軍のMDシステムを補充する。日本列島と住民は、米軍による「先制攻撃のための盾」として反撃の矢面に立たされることになるのだ。

そして、「こんごう」の迎撃ミサイルの

サイルの脅威」に備える措置ですが、「脅威」を取り除く方法はありません。北朝鮮との間に国交を樹立すればいいのです。中国は核を含めて大量のミサイルを保有して

照準は、憲法9条にも向けられている。迎撃は大气圏外の宇宙空間で行なわれており、宇宙の軍事利用を禁じた「宇宙の平和利用原則」に違反する。また将来、米国向けミサイルの迎撃も可能とされる日米共同開発中(三菱重工などが参加)の新型SM3の搭載が見込まれており、集団的自衛権の行使を射程に入れていく。加えて、新型SM3は第3国への輸出が想定されており、武器輸出禁止3原則をさらに空洞化させることは必至だ。MDは、日米安保戦略会議で「はらわたを見せ合う」と当時の防衛省幹部が形容するほどに、日米の「軍産学複合体」を一体化させている。

折しも現在、隠されてきた軍需利権の深い闇に捜査のメスが入り、MDが最大級の利権の温床であることが明らかになりつつある。再逮捕された守屋前防衛事務次官は、MD導入の脚本と演出を担った張本人であった。SM3ミサイルは1発約20億円、「こんごう」へのSM3搭載費だけで総額412億円が投じられた。当面導入するシステムだけで1兆円、将来的には6兆円にも及ぶとされるMDは、「スパイラル(らせん状)開発」の名のもとに日米の軍事産業や国防族に半永久的に利権を提供する悪質

サイルの脅威」に備える措置ですが、「脅威」を取り除く方法はありません。北朝鮮との間に国交を樹立すればいいのです。中国は核を含めて大量のミサイルを保有しています。日本政府は北朝鮮に対するほど大騒ぎしません。両国間に国交があるからです。好き嫌いは別にして国交がなければ国家間の対話はできません。逆に言えば、国交さえあればどんな問題もとりにあえず外交のテーブルに乗せることができます。拉致は言うまでもなく早く解決すべき問題ですが、そのためにも1日も早く日朝間で国交を正常化すべきです。

拉致問題をわざわざ高いハードルにして国交の正常化を拒否しているために、日本政府は北朝鮮の核をめぐる6カ国協議で孤立し事実上らち外に置かれています。国際間の政治的緊張は外交で解きほぐすのが常識ですが、外務省はあつてなきがごとし、です。福田首相はアジアにおける日本の地位の低下を憂慮しているようですが、それは思いついた大國意識から発するのでしよう。大國志向に反対で小日本(しょうほん)を求める私はけっこうなことであると思います。「地位の向上」を求めるなら、平和国家に徹し二度と隣諸国に害を及ぼさないという道義性においてであるべきでしょう。(次号につづく)

(いのうえ・すみお、本誌編集委員)

なプロジェクトである。

石破茂防衛相は実験後の会見でMDの費用対効果を訊かれ、「人命が救われることがお金で計れるか」と大見得を切った。しかし、軍事産業の救済に多額の税金を投入する一方で、薬害患者や貧困にあえぐ人びとを切り捨てようとしてはばからない残酷な政府の閣僚に、そうした言葉を発する資格はない。

MDは、米国による東欧への配備計画が米口間で深刻な軍拡競争の引き金となっているように、軍事対立の拡大と資源の浪費のみをもたらす百害あって一利なしのプロジェクトである。日本政府はMDにのめり



PAC3の迎撃地を調査する。新橋御苑の夜に撮影された。PAC3の迎撃地を調査する。新橋御苑の夜に撮影された。PAC3の迎撃地を調査する。新橋御苑の夜に撮影された。

深夜の御苑で ミサイル調査

PAC3都心展開を想定

航空自衛隊入間基地の配備... PAC3の迎撃地を調査する。新橋御苑の夜に撮影された。PAC3の迎撃地を調査する。新橋御苑の夜に撮影された。

1月15日付
朝日新聞夕刊から

込むのではなく、軍拡競争自体にストップをかけ、軍縮を促進する「踏み込んだ外交」こそを展開すべきである。

「こんごう」の佐世保への1月下旬の実戦配備を中止し、SM3を撤去せよ。

1月中にも計画されている日本海（予定）での日米共同MD演習を中止せよ。

入間、習志野基地配備のPAC3ミサイルを即時撤去し、PAC3配備計画を撤回せよ。

1月に計画している入間配備のPAC3の都心への移動展開演習を断念せよ。

ミサイル防衛から撤退し、東北アジアの核・ミサイル軍縮に向けたイニシアチブをとれ。

2007年12月18日

核とミサイル防衛にNO！キャンペーン

注・「核とミサイル防衛にNO！キャンペーン」は2000年秋からミサイル防衛導入に反対して活動している首都圏の個人・市民団体でつくるネットワークです（連絡先・東京都大田区西蒲田6-515-7 TEL/FAX 03-5711-6478）。

なお、この声明には市民の意見30の会・東京も賛同しました。

岩国市民にカンパを！

米空母艦載機の受け入れを拒否したために、国から市庁舎建設への補助金35億円の差し止めという報復措置を受けている岩国市では、12月1日、市内の錦帯橋公園で「国の仕打ちに怒りの1万人集会」が開かれ、岩国市民ばかりでなく広島をはじめ近在からも多くの人びとが参加した（写真左 撮影・戸村良人）。

井原勝介市長は自ら街頭に立って財源確保のためのカンパを呼びかけている。この事態に義憤を感じた東京第2弁護士会所属の日隅一雄さんは、「勝手連」をつくって1000万人を目標に1口350円の資金カンパを始めた。

同カンパの申し込み先はゆうちょ銀行振替口座 00130-9-583982 「岩国市市庁舎建設を勝手に支援する会」あてに。もちろん、複数口の寄金も歓迎。



「イントレピッドの4人」 40周年記念集会から



(撮影・島川雅史)

11月17日、東京・飯田橋で、「市民と国境・イントレピッドの4人」から40年」と題する講演と映画の会が開かれた。主催は元ベ平連・ジャテック・イントレピッド4人の会有志。会場にはおよそ160人、当時青春期だった団塊世代や、かつての運動体験から学ぶ点を求める若い世代の姿も見られた。

集会では、40年前の記者会見で公開された記録映画「イントレピッドの4人」と、ベ平連運動全体を記録したDVD「殺すな!——日本市民はアメリカのベトナム

スウェーデンからのメッセージ



ベ平連からの便りとは、なつかしいです。もしベ平連と出会わなかったら、ぼくは今でもスウェーデン船を探して、日本のあたりをウロウロしていたかも知れません。

マイク・リンドナーとよく話すことがあるんです。ベ平連の人たちは、何とすばやく、手際よくぼくらを中立国へ運んでくれたことか、とね。あの時の援助には、これまでずっと、そして今でも深く感謝しています。

小田実さんが亡くなったと聞いて、たいへん悲しく思います。彼は物事を変える人でした。ベ平連は、彼の構想の産物です。良い仕事を続けて下さい。連絡をとりあいましょう。皆さんによろしく。

11月17日 リチャード・ベイリー



40年前、ベ平連に出会うまで、私にはベトナム戦争に反対する自分の意見を表明する手段がありませんでした。ベ平連がその機会を与えてくれたのです。今ではこの地で、建設労働者として、妻と2人の子どもと共に幸せに暮らしています。アメリカには休暇で遊びに行くことはあっても、帰国して住む気はありません。

私が人生を変え、新しい運命を切り開くことができたのは、ベ平連の人たちの援助があったからです。このことは、決して忘れません。くれぐれも、皆さんによろしく。

11月16日 マイク・リンドナー

(写真は当時)

侵略といかに闘ったか」が上映されたあと、「イントレピッドの4人」のうち今なおスウェーデンで暮らしている2人、リック・ベイリーとマイク・リンドナーからのメッセージ(別項)が披露された。

さらに、哲学者・鶴見俊輔さんと元ジャテック活動家で在米ジャーナリストの室謙二さんの対談、近現代史研究者の小熊英二さんの講演、仏文学者海老坂武さん、前福生市議遠藤洋一さん、法律事務所勤務の

関谷滋さん、テレビ・プロデューサーの坂元良江さん、翻訳者高橋武智さんから元ジャテックメンバーによる発言が行なわれた。閉会后、同じ階のレストランで懇親会が開かれ、遅くまで回想談や議論に花が咲いた。

●「イントレピッドの4人」とは
ベトナム戦争が激化していた1967年秋、横須賀に寄港した米空母「イントレピッド」から、4人の兵士がベトナム行きを拒否して脱走、ベ平連の手によりソ連経由でスウェーデンに亡命した。彼らの行動は世界中に大きく報道され、人びとの支持を集めた。以後ジャテック(反戦脱走兵援助日本技術委員会)が組織され、5年余にわたる脱走援助・米軍解体運動を展開した。

「イントレピッドの4人」40周年集会から

— 国家に反逆する市民の権利

〈対談〉鶴見俊輔・室 謙二

(文責・編集部)

鶴見 最初に小田実たちが横須賀で米兵にピラマキをして脱走を呼びかけたとき、まさか本当に脱走兵が出て来るとは思っていなかった。当時の事務局長が映画プロデューサーで、記録映画を撮ったのが先程上映したこれ。亡くなった私のいとこの鶴見良行の家で撮影した。当時良行は、アメリカと日本の金持ちが作った国際文化会館の企画課長だった。そもそも彼はアメリカ生まれのアメリカ育ちなのに、なぜこんなことをしたのか。これは、アメリカに対する裏切りではないのか、というところの逆で、彼はアメリカの国是に沿っていたんだ。幕末に京都で暗殺された横井小楠(注)は、アメリカという国は、王様がけしからんことをするので反逆した人びとが造った国だ、われわれ儒学者も同じだと言っている。近代日本国家を造った人々には、そういう認識があった。われわれは、明治国家以前に遡ってもっと学ぶべきだ。

前は反米活動をしていたのに、親米になった、と言われた。なぜ米国人になったら米政府を支持することになるのか。そもそも独立宣言には、政府がおかしくなったら、人民は武器をもって反乱を起こす権利がある、と書いてあるのに。でも、最初に国に反対してもいいんだ、と教えてくれたのはイントレピッドの4人だった。彼らの声明から受けた衝撃がほくの生き方を変えた。妻に『俺が今ここに居るのは彼らのためだ』と言ったら、『私のためじゃなかったの?』と怒られた(爆笑)。

鶴見 何人もの脱走兵を国外に送り出したので、米軍はスパイを送り込んできた。そのため脱走兵1人が捕まり、ソ連ルートが閉ざされた。そのジョンソンというスパイを審査して受け入れた責任者は私だった。これまでの反権力組織だったら、当然責任追及論がおこる。あるいはリンチにまで発展したかも知れない。そういうのは、欧米の論理なんだ。しかしベ平連はいい加減な組織だったせいかな、そうはならなかった。そういう点からも、ベ平連は思想的に極めてユニークな運動だったと言える。

室 あの時、そいつはスパイだから殺してしまえ、なんて言われたら、さぞ困っただろう。私の父が週刊誌にジャテックの指導者だと誤報されたことがあって、職場で敬意をもって見られた、と言っていた。近所の人もそういう目で見た。当時の私たちの運動は、民衆から浮いていなかったと思う。

鶴見 最近、歌舞伎の写真で「鯨のだんまり」というのを見た。舞台上に大きな黒い塊があって、その腹の中から出てきた連中が捕り手と睨み合う。当時のわれわれそっくりだと思った。鯨がイントレピッドで、中から4人が出てきて異国人と出会う。250年も前に、われわれはそういう状況を表現する型を持っていたのに、ここ150年の近代教育の中で、失ってしまった。欧米の学問をいくらやっても、自分の頭脳で、知性で解説することができない。政府は学術研究費を多くしてノーベル賞受賞者を30人増やしたいなどと言っているが、スロットマシンのように学者は出てこないだろう。

〔注〕横井小楠(1809～1869)幕末の思想家、熊本藩士。越前福井藩に招かれ、顧問として国事に奔走、開国通商を説く。維新後政府参与。暗殺される。

(つるみ・しゅんすけ、哲学者 むろ・けんじ、在米ジャーナリスト)

「イントレピッドの4人」40周年集会から

——ベ平連運動と脱走兵援助の歴史的評価（要旨）

〔講演〕 小熊英二

（文責・編集部）



●ベ平連の歴史的評価について

①ベ平連は日本の市民運動の元祖であると位置づけられてきたが、労働者・農民・共産党が中心でない市民の運動といえ、52年の杉並区主婦による原水爆禁止運動、60年安保時の「声なき声の会」もあった。中央委員会、書記局によるトップダウンで方針がきまるピラミッド型でない組織形態としては、68年以降の全共闘がそうであり、ベ平連だけとはいえない。また企業もトップダウン方式の第2次産業型から、ネットワーク・プロジェクトチーム型の組織へと変貌しようとしていた。ベ平連は最初から意図的にそうした組織をめざしたわけではなく、結果的に高度経済成長期の時代の要請に応える形になった、といえる。

②高度経済成長により急速な人口の都市集中が起こり、既存政党やセクト、労働組合に組織されない無党派層が増え、ベ平連は彼らの受け皿になった。市民運動をめざしながら、実際は一般市民よりも反乱の季節にあつた多くの若者を集める結果となった。66年から67年にかけて市民運動としては先

細り状態だったが、こうした若者の参加で活性化すると共に、急進化した。

③初期のベ平連が掲げたスローガンは穏健で、ピラなどには「安保賛成の人も加わられるようにベトナム侵略という言葉は使わない」「アメリカの真の友として忠告する」といった表現も見られた。警察官や自衛官も集会に参加するとか、女子中学生がカンパを送ってくるという例もあった。しかし、ベトナム戦争の激化と若者の流入によって、だんだんラジカルな方向に変化して行く。この時期「ファンダメンタル・ソーシヤル・チェンジ」という目標を掲げたが、これを社会主義革命ととらえた人もあれば、一種の世直しと受け止めた人もいた。安保体制、沖縄基地、軍事産業と標的をどんどん拡げて行った。

④ベ平連は技術の進歩とグローバルバリエーションに敏感で、メディアの活用・運動の国際化に成功した市民運動の元祖だった。アメリカの新聞への意見広告、国際電話の利用、テレビのティーチ・イン、脱走兵援助など、時代の要請を先取りしていた。

⑤68年から70年にかけて、世界的に若者の反乱の季節を迎えたが、なぜこの時期に、という問いに明快な答えはない。

「民衆の反乱は不況期ではなく景気変動期におこる」というモラル・エコノミー説があてはまるとすれば、高度経済成長期の大都市では、生活環境も流行も人びとの習

（おことわり）講演者小熊英二さんから、目下多用で加筆修正ができないので、要旨のみの掲載にしてほしいとの申し出がありました。詳しい内容をお知りになりたい方は、録音をお聞かせしますので、編集部までご連絡下さい。撮影・島川雅史

慣も激変した。そうした中で、50年代後半に民主主義教育を受けていた団塊の世代は、60年代に受験競争で苦闘し、やっと入った大学がマスプロ教育であることへの不満が鬱積し、爆発したのかも知れない。

彼らのエネルギーを吸収したベ平連には、各地に元共産党員の年長者がいて、指導力を発揮していた。その結果、彼らの経験や知恵と、若者の活力が結びついた珍しい運動が生まれた。ほとんどのメンバーが若者だった新左翼セクトが内ゲバに走ったが、ベ平連は内ゲバを免れた。

●脱走兵援助の歴史的位置

⑥それまでの反戦運動は、反帝反米、ヤンキーゴーホーム路線だった。それとは一線を画し、脱走兵を人間、世界市民として扱い、連帯しようという運動は日本にはなかった。脱走兵援助は、グローバリゼーションの時代に適合した運動だったといえる。

しかし実際の効果がどれだけあったかという点に疑問がある。ベトナムに行ったアメリカ兵50万人のうちたった20人。それでも象徴的效果は大きかった。休暇で日本に来たアメリカ兵は、上官から「ベ平連には気をつけろ」と言われたという。

全体として、この運動が成功したといえるかどうか、評価は難しい。最初のイントレピッドの4人は立派な覚悟のある人びとだったが、その後の脱走兵たちは麻薬中

毒者を含む始末に困るような兵士もいた。海外脱出ルートが開ざされたこともあって、ジャテックは70年、脱走よりは軍隊内にとどまって抵抗する兵士を応援する、という方針転換に踏み切ったが、その後展開された米軍解体運動よりは、最初のイントレピッドの4人の話ばかりが語られるのは、歴史の面白いところだ。何れにせよ、脱走兵援助はそれまでの穏健なベ平連のイメージを大きく変え、運動を質的に転換させた。それに魅力を感じた若者がどっと集まってきた。しかも非暴力というので、それまで



セクトのデモには入れなかった層もひきつける結果となった。

●今日の若者と運動継承の可能性

⑦当時先進的だった独特な組織原理、メディアの活用についていえば、今ではこの運動や企業でも採用している。いわば、時代に追いつかれている。元共産党員の指導、民主主義教育を受けた若者という条件もはや存在しない。前述のモラル・エコノミー説に従えば、護憲平和運動よりは、プレカリアート運動の方が時代に適合しているのではないだろうか。

68年当時、若者は「戦後民主主義ナンセンス」と叫び、戦争体験世代のさまざまな思想的可能性を継承することなく、遺産をうち捨てた。いま、68年から40年、2度目の受け継ぎの時期にあるが、若者たちは憲法9条は時代錯誤、68年といえはゲバ学生がマルクス主義にかぶれてバカなことをやった、ぐらいの認識しかない。作家の雨宮処凛さんと対談した時、「9条を守れと言っている人は、現状が平和だと思っているかもしれないが、職のない私たちには全然平和ではない。そういう現状を守れと聞かしてしまおう」と言われ、もともとだと思っただけでは、いつまでたっても運動の継承は望めないだろう。

(おぐま・えいじ、近現代史研究者)

読者懇談会から

—高橋武智『私たちは脱走アメリカ兵を越境させた：』（作品社刊）をめぐって

●著者高橋武智さん（本誌編集委員）の発言

「この本が扱ったのは、脱走兵援助運動が米軍解体運動に発展して行く中で、最後に残った2人を旅券変造という非合法手段で越境させた話。塞がっていた脱出ルートに『穴を開ける』ため、ヨーロッパでいろいろなドアを叩いた。そしたらドアが開いて迎え入れてくれた。この作戦が成功したのは、何といても世界的に68年の激動の余波が残っていたことが大きい。市民が国家に一矢報いた例として評価できると思う」。

「第2次大戦後のニュールンベルク裁判でうち出された『一般兵士も不当な命令は拒否しなければならぬ』という国際法上の原則が最近見直されている。これに基づいて、イスラエルのあるパイロットが民間人への爆撃を拒否した。アメリカやドイツでも、イラクやアフガン行きを拒否する軍人が出ている」。

「ベトナム戦争ではジャーナリストが現地で見たとを報道し、人びとの戦争観を造った。ジャテックへの国民の支持もそこから来ている。9・11以後メディアは戦

場から遠ざけられ、戦争の電子化が進んだ。アメリカは完全に国際法を無視し、ベトナム戦争などなかったかのように振舞っている」。

●出席者の発言から

「合法、非合法について言うなら、市民運動は常に合法活動しかしないという原則はない。ベ平連は72時間前の届け出なしにデモをやったことなど何度もある。市民的不服従というのは個人の良心に従うことであり、法が定めるところとは関係ない」。

「かつては米軍解体運動がさかんだったのに、いまはアフガン、イラクへの侵略に加担するなという米兵や自衛官への呼びかけは微弱で、運動が継承されているとはいえない。運動の射程が浅くなっている」。

「ベトナム戦争では、北爆に対して、一般人の人でも不正が行なわれているという感覚を持っていた。イラクではもつとひどいことになっているのに、人びとの道義的痛みが弱い。戦争を支える給油活動が『国際貢献』だなどという言い分を、半数近くの人信じている。情報戦に負けている」。

「やはり報道の力が大きい。メディア全体が戦争支持の方向に流されている。大部分の情報権力側に管理され、個々の記者ががんばる余地が少なくなっている」。

「以前、反戦兵士の名乗りをあげた小西誠さんを支援した時代には、『市民には兵士より多くの自由がある』という前提に

立って、兵士にも自由を、と呼びかけた。いまわれわれは職場や地域でそんなに自由や権利が保障されているかというところ、疑問。だから運動も広がらないし、空回りする」。

「いまの日本は、情報操作で押し込められて、井戸の中から空を見ているようだ。オーストラリアも政権が代わってイラクから撤兵すると、残るのはブッシュと日本だけになりかねない。世界の大勢は変わりつつあるのに、日本では世の中を変えられるという感覚を皆持っていない。この前表面で反貧困ネットの若者たちが400人ぐらいい、職をよこせとデモをやっているのを見たが、私も零細企業で、このままでは生きて行けないという感覚が毎日ある。ああいう若者の声を潰させてはいけないと感じた。いまは確かによくはない状況だけど、世界を見れば皆変わっている、日本だって変えられるはずだと思いたい」。

「いまの若い世代を見ると、徹底した左翼ぎらいが多く、小林よしのりなんかの影響もあって、どんどん右傾化している。反戦とか平和とかいう言葉は、生活と結びつかないから見向きもしない。このままでは、9条改憲の国民投票にも負けると思う」。

「いまの状況は1964年と似ていると思う。あの時も運動らしい運動は沈滞して、何から手をつけてよいか分らなかった。その数年後に激動の時代が来るとは、誰も予

想しなかった。いまはできることを実行して行くのが大事で、諦めるのは早すぎる。「いま、運動は昔よりずっと多様化・分散化し、それぞれのテーマを追求するのに手いっぱいだ。しかし諸運動を束ねる中核がない。昔なら労組とか、ベ平連がそういう役割を果たした。あの頃はベトナム反戦で一致できたのに、いまイラク反戦で一緒にやれないのはどうしてか」。

「いまの運動の方が進んでいる面もたくさんある。たとえば、英語でコミュニケーションできる若者が圧倒的に多くなつて、ほとんど外国の運動と交流し、協力している。「私は地雷禁止運動に参加しているが、いまNGOで働きたいという若者は非常に増えている。このことは一つの可能性としてとらえてよいと思う。そういう若者たちにベトナム戦争時代の運動に参加した人たちの体験を伝え、いまのシステムと違う仕組みを考えてもらえるように努力したい」。(おことわり 多くの発言のうちごく一部を要約しました。文責・編集部)

■次回読者懇談会のお知らせ

2月22日(金) / たんぽぽ舎(丁R水道橋駅徒歩5分) tel:03-3238-9035 / 参加費: 300円

「グアンタナモ収容所と『テロとの戦い』」講師: 川上園子さん(アムネスティ・インターナショナル日本)

イラク派遣を拒否したワタダ中尉の場合

高橋武智

米国をめぐる世界の関心は、次期大統領にだれが選出されるかに移りつつあるが、一年後に退陣する「史上最も暗愚な大統領」の政策のなかでも最大の愚行、民間人の大量虐殺を引き起こしたイラク戦争を終わらせる努力はそれまで待つているわけにはいかない。

エレン・ワタダは日系の陸軍中尉だが、イラク戦争への派遣を公然と拒否した最初の士官だった。06年6月の録画ビデオによる記者会見で、彼は次のように述べた。

「…合州国陸軍の将校として、重大な不正義に対して声をあげるのは自分の責務であると考えます。…イラク戦争は道義的に過ちであるばかりでなく、合州国の法への深刻な違反との結論に達しました。私は抗議のために退役しようとしてきました。違法行為に加われという命令は、間違いなくそれ自体が不法です。私は、名誉と誠実を重んじる将校として、そのような命令を拒否しなければ



りません。この戦争は、国内法と同等に順守すべき国際条約や国際的慣習に違反しています。…イラク民衆への大量殺戮と残虐行為は、道徳的に重大な誤りであるにとどまらず、陸戦法規そのものに反します。戦争に参加すれば、私自身が戦争犯罪に加担することになるでしょう。将校になるにあたり、米国の法と人々を守ることを宣誓しました。違法な戦争への参加という違法な命令を拒むことによって、私は今日その宣誓を履行します。」

引用しただけですべての問題点は尽くされていると思う。ベトナム戦争時とは異なり、現在は志願制の軍隊で、したがって、軍人は、その意思によって軍と契約をかわし入隊するのだが、その契約は国内法と国際法が許す範囲内でのみ可能なのだから、違法かつ非人道的な戦争を拒む権利があるのは、一般市民と同等だという論理だ。07年2月に開かれた軍法会議では、手続き上の不備から「審理無効」が宣言されたが、新たな軍法会議が予定されていた。しかし11月8日、ワシントン州連邦地裁のセトル判事は「一事不再理」を理由にこれを差し止め、中尉に名誉除隊を言い渡した。

(たかはし・たけとも、本誌編集委員)

グアンタナモ収容所が問いかける 「テロとの戦い」

川上園子



グアンタナモ収容所 5周年の2007年1月11日、収容所閉鎖をアピールするアムネスティのメンバーら。ロンドン。

「彼ら(米兵)は私に質問をする。私は答える。彼らは私が嘘をついていると言う。私は別のことを言う。彼らはそれも嘘だと言う。…彼らが欲しい答えは何なのか、私にはわかりませんでした」(ベンヤム・アルハバシ。モロッコのCIAの秘密収容所に18カ月間収容された後、グアンタナモ収容所に移送された)

◆6周年を迎えたグアンタナモ収容所

2002年1月、「テロ容疑者」と見なされた人びとが、初めてアフガニスタンからキューバのグアンタナモ米軍基地に移送された。2008年1月、グアンタナモ収容所は6周年を迎えたが、その間に世界中から800人近い人がグアンタナモに送られ、現在も約290人が収容されている。その多くはアフガン攻撃下で米軍やパキスタン当局によって拘束されたり、あるいはパキスタンの賞金稼ぎによって米軍に引き渡されたりした人びとで、「テロ」とは何ら関係ないと言われている。また、後に中東やアフリカなど世界各地で「誘拐」されてグアンタナモに移送された人びともいる。2006年12月、グアンタナモ収容所内に開設された「第6収容場」は窓がなく、被収容者は1日の少なくとも22時間をその独房で一人にされる。現在、グアンタナモ被収容者の約8割は、聴覚や視覚などあらゆる人間の感覚を遮断する収容施設に長期にわたって収容されている。

◆公式に認められた拷問

当初、米当局はグアンタナモの被収容者を「敵性戦闘員」と呼び、戦争捕虜ではないと主張した。そして、明確な犯罪容疑で起訴することも米国内の裁判にかけることも拒否し、「テロリスト」を裁くためとし

て特別軍事委員会を設置した。その軍事委員会にかけるために、米軍は被収容者に対して苛烈な拷問を加え、「自分はテロリストである」という「自白」を得ようとした。その方法は、およそ私たちの想像を絶する。大音響で音楽がかけられた、冷蔵庫のように寒い独房に長時間拘禁される、犬をけしかけられる、裸にされる、コショウスプレーを顔にかけられる、眠らせてもらえない(睡眠略奪)などさまざまだ。中には洗剤を身体にかけられ、「人間モップ」として床の掃除に使われた被収容者もいる。こうした状況下で、被収容者は米軍の尋問官に「お前はアルカイダだろう!」と言われ続けるのである。

驚くべきことに、これらは米政府が公式に認めた尋問方法なのだ。2002年の司法省の覚書によると、「…尋問官は拷問の域に達しない程度の深刻な苦痛を与えることができ、残虐で非人道的で品位を貶めるような取り扱いになるものの、拷問にはあたらぬ方法が広範にある」とした。そして実際にラムズフェルド国防長官(当時)が承認したテクニクには、「頭に袋を被せる、感覚を遮断する、隔離拘禁する、苦痛を伴う姿勢をとらせる、ストレスを誘発するために犬を使う」などが含まれている。実際、こうした拷問、とりわけ長期の感覚遮断によって精神状態が悪化している被収容者は多いという。

◆レンデーション、拷問の外注システム

「テロ」容疑者と見なした人びとに対する米当局のこうしたやり方は、グアンタナモ以外でも行われている。中でも2006年に明らかになり、米国内や欧州で大問題になったのは、「レンデーション（国家間移送）」と呼ばれるCIAによる「拉致事件」である。被收容者らは、ある日突然に誘拐され、秘密裏に移送されてCIAが運営する秘密收容所に收容されたり、拷問が行われていることで知られる第三国に移送されたりしている、というのだ。その数は数百人と言われているが、米当局は正確な数を発表していない。「レンデーション」は、米国が拷問の責任を免れるためのシステムであり、まさに「拷問の外注」と言うべきものである。

2007年6月、アムネスティは報告書『オフ・ザ・レコード（非公開）』を発表し、米当局によって「強制失踪」させられた人びとのうち39人の名前とその詳細を暴いた。その中で、「テロ」容疑者とされる父親の居場所をつきとめるために、わずか7歳の子どもまで4カ月間にわたって秘密裏に拘禁・尋問していた事実も明らかになった。

◆高まる批判 收容所の閉鎖に向けて

アムネスティをはじめとする国際人権NGOや被收容者の弁護人らは、グアンタナ

モに最初の被收容者が移送されたときから、被收容者の権利を保障し、拷問を止めるように米政権に求めてきた。すなわち、「テロとの戦い」における被疑者は起訴され公正な裁判にかけられるか、そうでなければ直ちに釈放されるべきだというのが、私たちの主張だ。こうした一連の国際キャンペーンは、米国内に変化をもたらしつつある。

国際社会では2006年、国連の拷問禁止委員会などの専門家たちがグアンタナモ收容所について米政府を厳しく批判し、收容所の閉鎖を勧告した。また、欧州評議会と欧州議会は欧州各国の「レンデーション」関与について調査し、2006年6月と2007年2月にそれぞれ報告書を発表し、直ちに秘密移送と收容を止めるよう勧告した。ちなみに、社会用語となった「レンデーション」を取り上げた映画（監督・ギャヴィン・フッド）も欧米で最近公開されている。

一方、米連邦最高裁判所は現在、グアンタナモ被收容者を裁くための2006年の軍事委員会法が、米裁判所の管轄権を不当に奪っているのではないかと、また、2005年の被收容者処遇法による身柄拘束に関する司法審査制度が、人身保護請求（注）の代替として十分かどうかについて審理を進めている。

次期大統領候補者たちにとっても、この問題は選挙戦の政策課題の一つになりつつ

ある。ヒラリー・クリントン、バラク・オバマをはじめ多くの候補者たちがグアンタナモ收容所閉鎖を公言している。

残念ながら日本では、欧米ほどこの問題は知られていない。「グアンタナモ」など聞いたこともない、米国が世界中で「拉致事件」を起こしているなど信じられない、と言う人が圧倒的であろう。しかし、これは遠い国の話ではない。日本は「レンデーション」に使用された飛行機の経由地／燃料補給地になっているのだ。さらに、「テロとの戦い」を錦の御旗に人権を制限しようとする動きは、日本政府も変わらない。

市民の声によってグアンタナモ收容所を閉鎖に追い込むことは、「テロとの戦い」であつても人権保障を忘れてはならないことを示すための、重要な一歩なのである。（注）人身保護請求（ヘイビース・コーパス）…身柄拘束などを受けた人の自由を回復するため、身柄拘束が正しいかどうかを裁判所に判断させる手続き。

（かわかみ・そのこ、社団法人アムネスティ・インターナショナル日本）

● 詳細については、アムネスティ日本のホームページ（www.amnesty.or.jp）をご覧ください。

● 『グアンタナモ收容所何が起きているのか』暴かれるアメリカの「反テロ」戦争（アムネスティ日本編、合同出版、2007年

1300円＋税）好評発売中！

「くだらない」裁判の 無残な判決

——葛飾・立川の言論弾圧裁判に思う

井上 森

◆東京高裁の逆転不当判決

2007年12月11日、葛飾マンションピラ弾圧の控訴審判決の速報を携帯メールで知った。「葛飾裁判被告・荒川さんに逆転有罪、罰金5万」の短いメールを見て、なんだかもうやり切れない気持ちだけが募った。2004年2月27日、立川反戦ピラ弾圧で家宅捜索に入られたあの日から、もう4年もピラ裁判に関わる身としては、圧倒感を感じずにはいられない痛恨の判決だ。

この4年の間、「日常の中に刑事裁判を抱えるということはどういうことか」と感じるものが度々ある。世間体や時間的な苦しさを言うて言っているのではない。事件化されなければ思い出しもしなかっただろう本当にとるに足らない行為（わたしたちの場合には自衛隊官舎にピラをまいたこと）が常に頭に絡みつき、無罪を導くための手探りの方針をいつもどこかで探している。被告たちを取り巻くプレッシャーは私に倍するも

のだろう。関連する裁判の判決の朝は、弾圧のひどさを思い出し、裁判所への期待と希望を胸に仕事に出かける。そしてメールが届く。勝ったとか、負けたとか。嬉しさや悔しさをもってその判決を迎えるけれども、いつも最後の結論は「なんでこんなことで裁かれなければならないのか。まったくくだらない」ということだ。私たちの立川反戦ピラ入れ裁判も、葛飾マンションピラ裁判も、はつきり言って「無罪で当然」の裁判だ。「無罪」の判決を導くために、「表現の自由が問われている」とか「民主主義の危機」とか私たちも散々言うけれど、心の底では「もういい加減にしてくれ」と思っている。

2006年8月に下された葛飾マンションピラ裁判の1審の無罪判決は、そのことをよく分かっていた裁判長が書いた判決だったと思う。東京地裁が下した無罪の根拠は、結局のところ「ピラまきのみを目的にした集合住宅の共有部分への立ち入りを、刑法で罰するという社会的合意はない」ということに尽きる。つまり、普通のピラまきで人をパクすることは常識的にあり得ないということだ。そのことは容易に想像できるだろう。弾圧の現場になった葛飾のマンションにも、立川の自衛隊官舎にも、「ピラまきお断り」のチラシが掲示されていたが、弾圧が当の住人たちに驚きをもって迎えられることから分かるように、それを

ただちに刑事罰と結びつけた住人はほとんどいなかった。このニュースの読者にも同様の掲示をはったマンション・団地に住む方がいるだろうが、まさか自宅のポストに、毎日のように入るチラシをまいた業者が逮捕されることなど想像しないだろう。私たちの裁判でも、昨年5月に、弾圧が起きた自衛隊官舎にダイレクトメールでアンケートを送付したが、わずか60戸への送付に関わらず、2通の回答が寄せられ、そのいずれも「(反戦ピラのポスティングは)犯罪とは思わない」というものだった。葛飾裁判でも、逮捕現場のマンション住民から「逮捕される人がでるとは思わなかった」という素直な感想が出されている。

◆「争点」はあるのではなく作られるのだ

このことから、「法があつて、法的争いが生じる」わけではなく、「警察が逮捕して初めて、法的争いが生じる」ことがわかるだろう。法の解釈は、裁判所だけが行なうものではなく、警察や検察の行政機関もまた新たな法の解釈を行なつて、それを世に問う。そこで「争点」が作られる。葛飾裁判の控訴審の「争点」は、①ピラまきを犯罪視する社会的合意はあるか？②住民の「ピラを読む権利」③「知る権利」をどう保障するか？④管理組合の理事会が決定した「ピラまき禁止」の掲示はマンション住民全体の意思と言えるか？、ということ

であった。ここでは巧妙に、この弾圧の本当の狙いが隠されている。つまり、葛飾弾圧でまかれたピラが共産党の区議団報告であったこと、他のピラもたくさん入れられていたが全て黙認されていたということだ。誰が見ても共産党の活動に対しての弾圧であったことは明白なのに、裁判で設定される〈争点〉からその点は除外され、いつのまにか刑法130条「住居侵入罪」を巡る解釈の問題に〈争点〉が限定されてしまう。

一旦〈争点〉が絞られてしまうと、事態は急に窮屈になる。2審の東京高裁で裁判長は、これらの〈争点〉に以下のような回答をだした。①社会的合意があるかどうかは問題ではなく、当のマンシヨンの管理組合が「ピラまき禁止」と言っている以上それは罪なのだということ②そんなにピラをまきたければ戸別訪問をして（なんと戸別訪問は許すのだ！）、各戸の許可を取った上でピラを渡せばいいこと。そうすれば「知る権利」も保障されること③管理組合の理事会の決定は住民全体の意見とみなしていること。つまり、「受け取る側の代表が嫌だ」と言っている以上、ピラまきは犯罪なのだ」という結論である。

この結論が公正さを欠いていることは誰の目にも明らかだろう。前述のとおり、同マンシヨンには、共産党区議団報告のほかに様々なピラが投函されて、かつ放置されていた。たまたま住民に共産党嫌いがいて

区議団報告をまいていた荒川さんと口論したあげく警察を呼んだ。警察が注意して事態は終わるかと思つたら、荒川さんはパトカーで連行されそのまま逮捕され、起訴された。それは2004年12月24日、私たちの立川裁判が1審無罪判決を獲得したわずか1週間後の出来事。警察・検察の意趣返りだということは誰の目にも明らかだろう。

◆刑事裁判をかかえる日々

日夜思う私の感想を繰り返す。これは「くだらない」裁判だ。私たちへの弾圧は、イラク派兵反対運動に冷や水を浴びせるために、公安刑事がネタを作って仕上げた弾圧。葛飾の弾圧は、私たちの裁判が1審で無罪を取ったことへの意趣返し。だけれども、その「くだらない」裁判のために、一体どれだけの人が傷つき、苦しめられてきたことか。立川裁判の被告の1人は、75日間という拘留期間中にストレスで髪の毛の一部抜け、それがいまだに完全には生えそろわない。私もごくたまにだが、私服刑事が「開ける開ける！」と怒鳴りながらドアを叩くあの朝の夢を見る。全国の多くの市民団体が、自衛隊官舎へのチラシまきを自粛せざるを得なくなっている。「表現の自由」という法律用語にストレートにピンとくることはなくても、体に刻まれた傷や繰り返される悪夢は、この国がいまだに民主主義の入口で右往左往している現実をまざまざと見せつけてくれる。

荒川さんは最高裁に上告した。立川裁判は最高裁に送られて2年が経過した。いずれも厳しい闘いがあることは間違いない。だが、警察・検察のしたことが合法で正当なものであったとは絶対に絶対に認めたくない。だからこの闘いには勝たなくてはならない。

(いのうえ・もり、立川反戦ピラ弾圧救援会)

●立川反戦ピラ弾圧——4年目も大がんばり集会にご参加ください！ 2月23日（土）午後1時半／三多摩労働会館（JR立川駅北口徒歩3分）講演：「公安警察ってなんなのさ？」青木理さん（日本の公安警察」講談社現代新書著者）ほか

■葛飾マンシヨンピラ弾圧事件 2004年12月、葛飾区のマンシヨンのドアポストに共産党のピラを配布していた荒川庸生さんが住居侵入罪で逮捕・起訴され、1審では無罪だったが去年12月、2審で罰金5万円の有罪判決が出た。荒川さんは最高裁に上告中。

■立川自衛隊官舎ピラ弾圧事件 2004年2月、立川の自衛隊官舎にイラク反戦のピラをまいた立川自衛隊監視テント村のメンバー3人が、住居侵入罪で逮捕・起訴された。1審無罪、2審有罪（罰金計50万円）の判決で現在上告中。去年10月の『赤旗』のスクープ記事により、警察が自衛隊の情報組織「情報保全隊」と密接な協力体制をとり、何ヶ月も前から逮捕の準備を進めていた事実が明らかになっている。

貧困の実態をもっと知らせよう

反貧困ネットワーク事務局長

湯浅 誠さんに聞く

——インタビュー・吉田和雄（編集部）

ないものですから。

ワーキングプアの実態がマスメディアでも多少取り上げられ、格差、貧困の問題が人びとの注目をひくようになりました。反貧困ネットワークを立ち上げた理由は？

「反貧困」をキーワードに、多様な課題を抱えた人たちを結集して行く？

個々の課題を越えたネットワークとは

07年10月1日に発足して、17日に世界貧困撲滅デーというイベントがあつて各国で2500万人が参加したんですが、日本ではそういうイベントがあること自体知られていない。日本での貧困問題はそのくらいの位置づけなんです。11月末に衆議院議員会館で集会をやった時も、挨拶した自民党の議員が「今の日本で反貧困なんていう団体ができて集会を開くとは思いませんでした」と言っています。政治家にはこういう問題があると、とにかくまず知ってもらわないと。自民党の議員というのは、生活保護といえは不正受給の話は出ても、北九州で3年連続で餓死事件があつたという情報は入ってこないのが現状ですから。

反貧困ネットワークというのは、貧困問題の存在を社会的にアピールする機能があると思つています。個々の現場の活動は、個々の団体でやるしかありませんが、皆それぞれ課題で手いっぱい、根底にある貧困問題を表に出すところまで手がまわら

思つてないんです。「障害」者運動も、貧困問題が深く関わっている。シングルマザーもそう。多重債務の人たちも、非正規の労働組合にしても、運動を進めて行く中で貧困問題とぶつかつている。ホームレス問題なんかほとんど貧困問題そのものです。それから農業。米価も暴落して、いま農業の貧困はひどいことになっています。皆貧困を抱え込んでいるけれど、それがメイnteーマではない。例えばシングルマザーの人にとつては児童扶養手当をどうするか、というのが一番の問題です。労働組合の人は当面の労働条件とか、争議を解決しなければならぬ。そういう個々の問題と背後にある生活改善問題との間には距離があります。貧困がなければ、争議が解決すれば生活は立ち直る。しかし貧困がある限り、仮に個々の問題を解決しても、いつまでもたつても生活は改善できないんです。2000年代初め頃からこういう事態が徐々に進行してきて、これはえらいことに

なつているなと思ひました。そこで「もやい」というNPOを作つて、ホームレスの人にアパートの連帯保証人を提供する活動を始めました。すると、外国人の人も連帯保証人で困つている、DV（家庭内暴力の被害者）の人もそう、精神障害者もそう、というふうに通項を括り出せる。皆が自分の活動のメリットになるわけですから、関わつてくるわけです。

いま厚労省は生活保護給付の基準切り下げを強行しようとしています。憲法25条にある最低限の生活を保障するという原則を無視して、貧困者の自己責任・自立を要求するという小泉、安倍政権以来の新自由主義の流れがありますね。

厚労省は昨秋、わずか1ヵ月あまりの間に生活扶助基準についての検討会を5回開いて、生活保護給付の切り下げ方針を決めました。背景にはもちろん、小泉政権の「骨太の方針2006」で遅くとも2008年度までに見直しをしないと謳ひこまれていることがあります。最大の問題は、この決定は民意が不在であること、つまり当事者や当事者団体のヒアリングがいつさい行なわれず、たった5人の「有識者」で全部決めてしまつたという点です。もちろん、内容もひどいものです。低所得者層の一番貧しい10%の人たちの収入より生活保護給付額が上回るから削るといふ。

年収が最低の10%の人たちの暮らしとは

どんなものか。夫婦・子ども1人の所帯で、1カ月の教育費に740円しかかけられない。子どもにドリルを買い与えたら、もう次の月まで何も買ってやれない。筆箱を買ったら、ドリルは翌月まで待ってね、という暮らしです。あるいは、単身の高齢者所帯で見ると、1カ月の食費は2万2千円、1食に換算すると、200円そこそこです。ホウレンソウ1把買うとおしまい、生活をしていく人たちと比べて、生活保護の人たちは高すぎるからと切り下げようという。これで本当に人間的な暮らしができるのかを問わなければいけないのに、質の問いかは何もなくて、単にどっちが高くてどっちが低いかという量的な比較だけなんです。もう一つの問題は、われわれの側も、じゃいつたいいくらあれば暮らせるんだ、という点をちゃんと議論してこなかったことです。最低賃金は時給千円だと言ってきたの



反貧困ネットワークの第1回デモ

(青山通り、07年7月1日)

は、週40時間働いて年収200万ぐらいになるから何とか暮らせるだろう、というよな話から出てきたんですが、それだつて単身か3人、4人所帯かで全く違うわけです。われわれの側から、こういう根拠で本来いくらあれば生活できるというのを出さないといけない。その準備が足りなかったことを反省して、切り下げが本格化する来年に向けて準備しようと考えています。

貧困の実態を理解しない人は、生活保護所帯より低い最低賃金で食べている人もいるから低い方に合わせるべきだと言ったりします。一時ほどではありませんが、いわゆる貧困自己責任論も根強いですね。

所得の低い方に合わせるという議論がいかにおかしいか、分る人にはわかるけど、分らない人にはわからない。その分らない人にどう伝えるかというところが、状況を左右する分かれ目になる。その時、これだけの裏付けとなるデータがあるというのを出して行けるかどうか。自己責任論を批判するだけでなしにね。広報・宣伝力は政府の方が上だけど、われわれの強味は当事者の具体的な生活実態をこんなにつばい知っているとすることで、それは国会議員も、官僚も持っていない情報です。それをもっといいねいに示して行くことによって、いまグレーゾーンにいる人たちを説得して行くことが必要だろうと思います。

私は20数年ある政治団体の専従をやっ

てきて、月10万ぐらいの収入しかなく貧乏でしたが生活の心配はなかった。でもひとり暮らしで非正規の清掃の仕事を始めると、将来の不安がどつと襲ってきました。

野宿してる人たちが口を揃えて言うのはね、その日までまさか自分が野宿するとは思わなかった。生活が落ち込んで食えなくなつてわれわれのところに来る若い人たちも同じで、まさか自分がこうなるとは思わなかったと言う。話を聞いてみると、いつそうなつてもおかしくない、ギリギリの生活してたのですよ。日本社会には2つの神話があって、「働いていれば食べて行けるはずだ」というのと、あとひとつは、「親がいるなら頼れるはずだ」。要するに「何とかなるはずだ」という気持ちの基本に残っているので、何ともならなくなるまでそれが理解できない。しかし、就職氷河期世代でいまフリーターで働いている人などは、むしろそのあたりが逆転し始めているようです。まだ多数ではないと思いますが、自分の人生設計において、何ともならないかも知れないというのがベースになり始めている人が、少しずつですが、出ています。私が思っているのは、そういう話をもっと、実態を含めて広く伝えて行かなくてはならないということです。

(ゆあさ・まこと、反貧困ネットワーク事務局
長、1969年生まれ。著書『貧困襲来』山吹書
店刊)

〈自分の位置〉と出会う旅

—重慶／成都訪問と第2回浅草ウォーク

山本唯人

07年9月、中国四川省の重慶・成都を訪問した。18日から3日間、重慶市郊外の西南大学で開かれる重慶大爆撃についての国際シンポジウムに、東京大空襲・戦災資料センターのスタッフとして参加するためだ。中国・台湾・韓国・日本・アメリカなどの研究者から64本の報告がエントリーされ、当日は100名以上の関係者が参加した。おそらく、東アジア全体を見渡しても、これだけの規模で通常兵器による「戦略爆撃」の被害に焦点が当たるのは珍しいのではないか。議論の行方は、〈核〉を例外とすることでそれを帳消しにしてきた、戦後の講和・補償のあり方全体を問い直すことにつながる、現在禁止・削減が模索されている特定通常兵器―劣化ウラン弾・クラスター爆弾など―の問題にも影響を与えるだろう。資料センターとしても、これをきっかけに、同大学に設けられた「重慶大爆撃研究センター」と交流を深めていきたいと考えている（シンポの詳細は資料センターから近刊の報告書を参照）。

■感動と戸惑ごと

日程に合わせて、市内の重慶大爆撃訴訟原告団事務所を表敬訪問し、何人かの方から重慶爆撃の体験をお聞きすることもできた。この事務所には、06年10月、東京大空襲訴訟の原告たちが提訴に先立って訪問していた。私たちが、「東京空襲の：」と自己紹介し終わると同時に、原告の方々から拍手が起きたときの身の引き締まるような感動は忘れられない。この拍手に何をどのよう返していいのか、自問は続いている。すぐ前には、川崎市から女性たちのグループが訪れていたと聞き、日中市民の交流が少しずつ深められていることを実感できた。この旅のもう一つの目的は、1944年夏、マリアナ諸島が陥落し本土全体が米軍の射程に入る前、北九州などのいわゆる「対日初期空襲」の発進地になった成都基地の跡地を確認することにあった。訪れた建川博物館のガイドの方に聞くと、今降り立った「成都空港」が基地の跡地そのものであるとのこと。さらに、ガイドを聞いていく

ほどに戸惑ったのは、中国の人たちにとって、成都基地を拠点にした対日爆撃の成功は、抗日戦争を最終的に勝利に導く糸口を作った〈輝かしい記憶〉として語られているらしいことだった。博物館の庭には、基地建設の際、実際に使われた重さ8トンもある石のローラーが転がり、「アメリカ空軍博物館」と名づけられた建物では、まさに北九州爆撃で大破した八幡製鉄所のおそらく米軍による空撮写真が掲げられている。ローラーの脇では、対日爆撃に参加したと思われるアメリカの退役軍人が04年この地を訪れ、セレモニーが開かれたときの写真もあった。成都是、中国とアメリカが一丸となつて、「反ファシズム戦争」への発端を開いた、両国にとって親密な記憶が刻まれた場所の一つなのだ。

■被害を受けた者の使命

このような記憶を含み込む、中国の人たちにとつての〈抗日戦争〉の体験を、その爆撃の下で焼き殺され、逃げ惑った人たちの記録に携わってきた自分がどのように受け止めればいいのか、用意できる言葉はない。では旅を終えて、すれ違いの感覚だけが残ったかといえ、それも違っている。

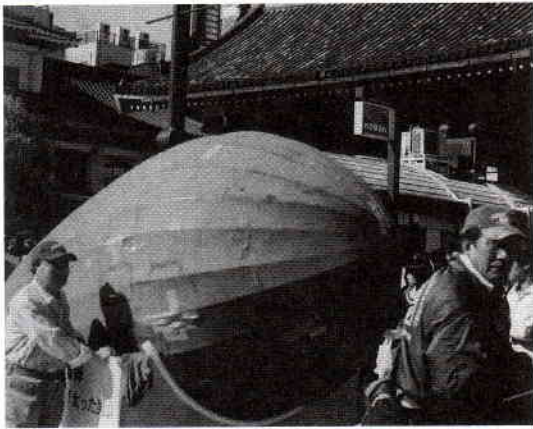
小田実さんは、大阪大空襲の〈空撮写真〉を見たときの衝撃に触れながら、私たちが「被害者」の体験と向き合う意義について、次のような意味のことを語ってい

る(「難死」の思想)岩波同時代ライブラリー)。飛行士にとって、下界を眺めているだけでは、自分がどのような(位置)にいるのか分からない。下界で逃げ惑い、焼き尽くされる側にいる人たちの言葉に叩かれることではじめて、飛行士は自分が(加害者)の位置にいることを、自覚的に意識する。だから、被害を受けた者には、上空の飛行士に声を伝える使命がある。同時に、私たちは、自分が知らない間にこの飛行士の位置に追いやられることを避けるため、何度でも、繰り返し、下界からの告発に耳を傾けていなければならない。

今回の旅で、自分は東京大空襲の被害を伝える資料館から来たこと、そして、「戦略爆撃」と呼ばれるこの非人道的な戦闘方法が、そこへ至る過程で、どのような経緯のなかから登場し、実行されたのかを明らかにするため、シンポへの参加を決めた。あえて、ストレートに語るように努めた。同時に、重慶爆撃の体験や日本軍が中国の市民に与えた本当に深刻な被害の数々、中国の人たちにとって(抗日戦争)に込められた思いに直接触れたことで、中国侵略から広島・長崎に至りつく歴史を体験するなかで、中国と日本の(そして間接的にアメリカの)市民が置かれた(位置)についての理解を、少しずつではあるが、ぶつけ、交わすことができたように感じた。

■浅草の路上から小田さんを追悼■

帰国後、私も事務局で参加した、10・21浅草ウォークでは、こうした、自分自身の(位置)と出会う旅を、今度は浅草という街に響き合う声を通して、継続することができたように思う。浅草ウォークは今回で2回目。東京大空襲被害者、被爆者、市民グループ「和・ピースリング」の有志が共同で、様々な立場の戦争被害者・支援者の連帯を促進すること、その体験の継承の上で、非戦の理念を持つ憲法9条の具体化を目指してはじめたウォークだ(第1回の報告は本誌99号参照)。今年さらには、中国残留孤児の方々や重慶訴訟支援者の方がた、そして、何よりも重慶から、原告である鄭友



浅草雷門前をいくファットマン(長崎投下原爆の実物大模型) 10・21浅草ウォーク

預さんのビデオメッセージを頂くことができた。これらの人びとの声が、浅草の路上で、ぶつかり、交錯した。

小田さんは、ベトナムの人びとの声を受け止める中で、日本人自身が「からだ」のうちに持つ被害の体験を他者へ向けて(開いて)いくこと、また無力な側に置かれた人びとの声を受け止め、互いの(位置)を知ること、国家原理の壁を溶かし、民衆が各自の個人原理の名によって署名し、発効する「生命の安全保障条約」を提唱した。私たちは、浅草の路上を、小田さんの構想から学び、それにつながる場として育てていきたいと思う。サッチモの「ウィ・シヤル・オーヴァーカム」は、浅草の路上から小田さんの魂に向けた追悼でない追悼。昨年は南京の大きな集会も各地で開かれた。様々な(位置)からの声と、この誌面を通じて、あるいは、路上で、地域やグループでの交流を通じて、出会っていききたい。そちらでは、何が起きていますかー教えてください。(やまと・ただひと、東京大空襲・戦災資料センター)

●東京大空襲戦災資料センター

(HYPERLINK <http://www.tokyo-sensai.net>)

●10・21浅草ウォーク

(HYPERLINK <http://1021asakusanobody.jp>)

「杉並病」をめぐる行政の責任を問う

津谷裕子

●「杉並病」の簡単な経緯

東京都杉並区と練馬区の境、環状8号が西武新宿線と交差する地点の近くに、4ヘクタールほどの杉並区立井草森公園が1996年4月にでき、その約4分の1の地下に都の杉並不燃ゴミ圧縮中継所（小型収集車で集めた不燃ゴミを圧縮して、大型コンテナ車に積み替え最終処分場に運び出す施設）が建設されました。プラスチックやゴムなど、不適切な条件で燃やすと有害ガスが出るゴミおよび金属など燃えないゴミを平均して毎日180トン出し入れしました。

中継所の稼働と同時に、何人もの周辺住民がひどく苦しい症状を訴えるようになりました。喉の痛みや咳、締めつけられるような胸苦しさやめまい、だるさ等のほか、呼吸困難や皮膚の痛み、朦朧感などで動けなくなる人もありました。大気汚染は日が経つにつれ濃くなって広がり、空気の濁りや夜霧も見えました。3ヵ月後には救急車で入院する人も出ました。

稼働した年の暮れには、約5キロ離れた阿佐ヶ谷の区役所および等距離の各地域に

まで、まったく同種の大気汚染が広がったことがわかっていきます。10月末の冷たい雨が上がったときには、4キロ四方から異様な悪臭の知らせが110番に入ったといいます。汚染空気が地表に拘束されて溜まり、それが広がっていったのでしよう。

杉並中継所では、稼働4ヵ月後から少しずつ排気や排水の工夫がなされ、1年後には換気出口に空気浄化活性炭フィルターがついて、最初の頃の浮遊粉塵さえ含む濁った空気は幾分よくなりましたが、住民の健康被害と重症化は続いています。施設は2000年に都から区に移管され、それまで続けられた定性分析による大気汚染の全貌の調査や健康影響調査も打ち切られました。従来知られている病名がつく症状でも、原因が新しいので適切な治療が受けられず、症状が慢性化したり、働けないで生活困窮に陥った住民もいます。

●住民の訴えと行政の対応

これは放置しておくとしてもない大事件になるので、私は「すぐ調べて」と杉並区に電話しました。区はまず公園で残留農

薬を調べましたが、汚染がだんだん濃くなり広がるのでゴミ処理施設が原因と考えられるようになりました。入院患者が出てから、区環境保全課が主導して近隣の健康不調聞き取り調査をし、都の環境保全課と協力して大気汚染の分析をし、住民説明会で結果を説明しました。

しかしそのころ分析したのはどこにでもあるごく少数の物質だけでした。それから今までも、その同じ物質の濃度を繰り返し測っていますが、それらの中に公害原因物質はないかもしれません。一方、全体の種類を調べる定性分析を区に要望し、区と都は1997年1月から実施しました。その結果、プラスチックから出るとしても有害な物質も検出されましたが、都は無害と発表しました。

区の行政相談員の指導を受け、初め6人の被害者で、後に30人も加わって、東京都公害審査委員会に調停を依頼しました。数回の聞き取りや調査の会合の後で都が調停を拒否したので、審査委員長の指導で国の公害等調整委員会に18人で原因裁定を申し込みました。これもなかなか進まず大変でしたが、裁定委員長が3人目に変わり、被害者が要望した各分野の方がたからの学術的証言も受けられ、やっと「健康被害の原因は不燃ごみ施設にあった」「さらに科学的に原因物質を追求する調査を続け、今後の同様な公害発生防止に役立てるよう」に

という裁定を受けました。しかしその後具体的な進展はありません。

また99年には、区が中継所周辺および5〜7 km離れた比較地域の800人ずつへのアンケート方式で健康状況調査を行ない、中継所周辺地域では他よりも発症者が増えていることが明白になりました。しかし区はその調査結果の数字を歪曲し「今は問題なし」と発表しました。分析調査も、植物被害調査も、健康調査も、集団検診も、計画段階から報告書まで「調査はした。が、中継所は関係ない」という責任逃れの方向ばかりでした。

2000年に都から区に施設を移管する前に、この問題について都は調査委員会を設けましたが、約半年の間に3回の会合を開いただけでした。しかも委員への配布資料は、排水で自然発生する硫化水素の被害であるという結論を誘導するようなものに偏りました。被害者の症状を聞き取るのも、たった3人に30分ずつ1回あっただけです。

● 広がり続ける未解明の大気汚染

定性分析では危険な物質があったという証拠が出ていますが、まだ説得力が不十分です。水が原因であった水俣病もイタイイタイ病も、原因をつかむのに分析方法の開発研究まで含めて長い年月がかかりました。一方、空気中の有機化合物の分析はともむずかしく、その上、有機化合物は金属に

比べひどく種類が多いので、分析法が確立しているのはごく一部の物質についてだけです。しかし大気汚染は、伸び盛りの青年・働き盛りの壮年者、乳幼児、病弱者、障害者、妊婦、老人の別なく襲い、健康への影響は待ったなしに広がります。

いち早く被害者の症状を良く聞き取った杉並区の健康調査を、責任者である都は早急な対策に活かすべきでした。そして、被害の継続と蔓延を防いだ後にも、原因物質や健康について、時間的・空間的な影響などを継続的に詳しく調査し、今後同様な環境汚染に起因する病気を発生させないための工学的・医学的資料とすると共に、被害者の健康回復に努めることこそが、行政の責務だったと思います。(この「杉並病」に関して、一部の区職員を除き行政がその責務に忠実でなく、自分たちのかばい合いに終始したのは残念でなりません。)

ほんの30年ばかり前から、私たち人間は、今までなかった人造物質に取り巻かれるようになったのに、その便利さの反面、第2、第3の杉並病発生の可能性を知らないでいるのはとても怖いことです。科学を製品開発のためのみでなく、公害の原因を突き止めて人を守るためなどにも使ってほしいものです。

(つや・ゆづこ、化学物質による大気汚染を考える会)

【編集部から】

津谷裕子さんは本文にある「杉並病」被害者。茨城県土浦市で転地療養しつつ、問題を解決するため行政に働きかけてきた。次の調査資料をまとめるために尽力した。

● 『新しく始まった揮発性有機化合物汚染の実態——不適切なプラスチックゴミ処理施設・杉並中継所(杉並病)問題をふまえて——』(化学物質による大気汚染を考える会編集、創英社07年8月発行、頒価2千円)

▼ 連絡先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-8
赤石第一ビル207号(有) 創英社
TEL 03-3293-0176 FAX 03-3294-0048



〈お知らせ〉12年以上にわたって本誌をはじめ私たちのために無償でイラストを描き続けてくださった鷺谷眞理子さんが、この度引退されることになりました。編集部一同、心から鷺谷さんにお礼を申し上げます。

満員電車はごめんだが、適度な乗客数の電車に乗るのはおもしろい。車内吊りで雑誌広告を見たり、景色を楽しみたいっぽうやはり人間観察がおもしろい。どのようか、時間をやりすごしているのか、どんな本や新聞を読んでいるのか。ゲームもしくは居眠りが多い。わたしが20年ほど前に装丁した本を読んでいる若者を見かけて、おどろいたこともあるし、座席一列の全員が、ジーンズ姿でケータイ画面に見入っていた光景もある。

総武線が市ヶ谷近辺を通過する際、今風の格好をした若い女性が、「あの川、なんて川?」「知らないよ」と、外濠を指してしゃべっている。どこからやってきたひとなのだろう。

話かわって下北沢に向かう小田急線、窓際に立っているふたりの若い男性に目が引き寄せられる。なぜ彼らに関心が吸引されたのだろうか。服装がごさつぱりしていて、スキがなく、靴から腕時計、髪型までオシャレにきまっている。このふたりがかくも目立つのは、視点を変えれば、彼ら以外の若者が小奇麗ではなく、小汚いせいではなからうか。こんなことを考えながら、電車に揺られていた。

激動の1960年代を、「名もない一般の下層に住まう人間が文化や流行を左右す

連載エッセイ 第3回

装われた〈下層化〉

るようになった時代」だとする見方がある。今井啓子は「1920年代と1960年代は、どちらも若者がファッションをリードしましたが、二つの年代の決定的な差は、20年代が一部上流階級の若者が中心だったのに対し、60年代は、名もない一般の若者だったことです」(『ファッションのチカラ』ちくまプリマー新書、2007年)と書く。ミニスカートの女王ツイギーの来日が67年だ。ビートルズの登場は、ポップ・カルチャーが「階級の壁を破って、下層からあらわれた」(海野弘「二十世紀」2007年、文藝春秋)

象徴であった。

昨今の若年男性のファッションがいつせいに〈下層化〉しているのには、だれもが気づく。擦り切れたジーンズにはじまって、髯職人風のダブダブの作業ズボンや〇〇醤油店といった前掛けを、仕事中でもないのに身に付けている。髯職や醤油店はけっして〈下層〉ではないのだが、〈労働〉がファッション化され、〈下層〉が演出されている。このファッションの〈下層化〉は、その基底になんらかの〈抵抗〉を潜めていると思わざるをえず、対抗文化的である点

では1960年代と地続きだし、1960年代に責任の一端があると言えよう。しかし、先ごろ見かけたのでは、上から下まで旧制高校ふうという例があった。ツンツルテンの学生服姿、裸足で高下駄を履き、唐草模様の風呂敷包みを持っていた。ここまですると、〈学園もの漫画〉のコスプレなのではないかとも感じられ、その抵抗がどのくらい現実根ざしているのか、考えこむ。

小田急線のふたりにもどろろ。観察をつづけていると、なにか変な感じがする。片

鈴木一誌

方がもうひとりの肩に手を回したりして、奇妙にスキンシップ的なのだ。やがてふたりが英語をしゃべっているのが聞こえてくる。ここからは想像だが、カリフォルニアあたりの大学生が、父祖の地を訪ねてきた。あるいは、容貌が日本人のように見えるだけで、単なるリッチな観光客なのかもしれない。そしてとつぜん思い当たる。彼らは、かつての太陽族の再来なのではないか。およそ50年前、ふつうの若者にとつて、湘南を遊びまわる太陽族は、この英語を話す彼らのように小奇麗に見えたのではないか。

(すずき・ひとし、グラフィックデザイナー、題字デザインも筆者)



Information

【東京】

☆2月9日(土)「私」と戦後日本の社会運動—第1章 第5回 命の土地を守れ—三里塚闘争 石井紀子・白川真澄 17:00～ 場所:ピープルズ・プラン研究所 主催:ピープルズ・プラン研究所社会運動研究会 (電話:03・6424・5748)

☆2月9日(土) 走り続ける根津公子さんとともに 講演:鶴飼哲(一橋大教師) 発言:根津公子ほか 18:00開場 18:30開始 場所:ヴィータ聖蹟桜ヶ丘(京王線聖蹟桜ヶ丘下車数分) 参加費:500円 主催:根津さんを支える友人たちの会 (電話:042・573・4010)

☆2月9日(土) 在日朝鮮人「慰安婦」宋神道のたたかい「オレの心は負けてない」上映会 13:30開場 14:00～ 場所:立川市女性総合センター アイム(JR中央線立川駅北口より徒歩5分、電話:042・528・6801) 一般:1000円、高校生:500円、中学生以下:無料 主催:朝鮮学校に教育保障を!オックトノムの会 (電話:042・573・4010)

☆2月11日(月、休日)「2・11反『紀元節』集会」講師:北村小夜、中原道子 13:15～ 場所:全水道会館(JR・地下鉄水道橋駅徒歩3分、電話:03・3816・4196) 資料代:500円 主催:同集会実行委 (電話:090・3438・0263) ▼集会終了後、デモあり

☆2月11日(月、休日) 戦争の歴史と「愛国心」—「建国記念の日」を考える2・11集会 講師:王敏(法政大学国際日本学センター教授) / 上杉聰(関西大講師・日本の戦争責任資料センター事務局長) 13:30～16:00 場所:自治労会館6Fホール(JR・地下鉄市ヶ谷駅下車5分 電話:03・3263・3739) 参加費:500円 主催:フォーラム平和・人権・環境 (電話:03・5289・8222)

☆2月16日(土) シンポジウム「9条を世界へ 世界から」パネリスト:ジャン・ユンカーマン(映画監督)、朴慶南(作家)、アーサー・ピナード(予定) 17:30開場 18:00～20:30 場所:日本青年館・国際会議場(JR千駄ヶ谷駅下車7分) 参加費:800円 主催:許すな!憲法改悪・市民運動全国交流集会実行委員会 (電話:03・3221・4668)

☆2月22日(金)「市民の意見」読者懇談会「グアンタナモ収容所をめくって」講師:川上園子(アムネスティ・インターナショナル日本) 参加費:300円 18:30～20:30 会場:たんぼぼ舎(JR水道橋駅5分、電話:03-3238-9035)

☆3月23日(日)「5・3市民意見広告運動を成功させよう!」—格差・貧困・戦争と憲法— (市民意見広告運動・市民の意見30の会・東京共催) 講演:奥平康弘さん(憲法学者・9条の会)「自衛隊海外派兵恒久法と解釈改憲」 堤未

果(ジャーナリスト)「イラク戦争下の貧困大国アメリカ」13:30～16:30 会場:東京しごとセンター地下講堂(JR飯田橋駅徒歩7分) 資料代:800円

☆3月29日(土)【象徴天皇制問題基礎講座】第1回 象徴天皇制とは:なぜ日本は天皇制なのか 常任コメンテーター:伊藤晃・天野恵一 14:00～17:00 場所:ピープルズ・プラン研究所 参加費:500円 主催:反天皇制運動連絡会(FAX:03・5275・5989)

【神奈川】

☆2月16日(土)「『日の丸・君が代』強制をはね返す! 2・16 神奈川集会とデモ」講師:花崎皋平(哲学者) 13:00～ 場所:横浜市技能文化会館802大研修室(JR関内駅南口下車5分、電話:045・681・6551) 参加費:500円 主催:「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会(090・3909・9657)

【関西】

☆2月9日(土) 今、福祉を考える(新たな市民の政策づくり—福祉基本法制定に向けて) 語り手:早川和男(神戸大学名誉教授) 13:30～(開場:13:00) 場所:山村サロン(JR芦屋駅下車、山の手方向の歩道橋を渡りラポルテ本館3F、電話:0797・38・2585) 主催:市民の意見30・関西(電話:072・998・1113 北川) / 良心的軍事拒否国家日本実現の会(電話:0797・38・2585 山村サロン)

☆2月17日(日) ビルマの今、そして女性たちは?～民主化闘争の現状を知り、女性たちとの連帯を探る～ 第一部・ビルマの民主化闘争の現状 講師:箱田徹(ビルマ情報ネットワーク代表) 第二部・軍事政権下のビルマの女たち 講師:南田みどり(大阪大学世界言語研究センター/ビルマ現代文学) 13:30～16:00 場所:とよなか男女共同参画推進センター「すてっぴ」6F 3AB(電話:06・6844・9773 阪急宝塚線豊中駅下車すぐ、エトレ豊中5階・6階) 参加費:500円 主催:ビルマの女性たちに連帯する会(電話:080・5470・8175、清末)



◆政治家の「ノウテンキ」にあきれる

神奈川県逗子市 白水 滋
オーストラリアも対米追従を止めるよう
です。続けるのは日本だけ……? 地球環境・
貧困・人間の精神の荒廃…… 世界は、今、
戦争などやっている場合ではない。日本の
政治家たちの「ノウテンキ」にあきれます。

◆共感するものが多い105号

埼玉県飯能市 中島マリ子
105号、ありがとうございます。殊に、
澤地久枝様、浦島悦子様、長谷川修児様等、
皆様のお話に共感致しました。

◆軍需産業の利権構造にメスを

愛知県岡崎市 大久保敏明
軍需産業の利権に群がるのは「山田洋行」
がらみだけなのか。三菱重工業他は大丈夫、
問題ないのか、追及の手をゆるめないでほ
しい。

◆2008年の課題

東京都中野区 近藤悠子
2008年の課題として、戦争をやめよ、
環境破壊を許すな、貧富の格差や性差別を
なくせなど、当たり前のことをへこたれず
言いつづけ、行動してまいります。

◆「会計係より」を読んで

東京都豊島区 磯谷佳世子
104号の巻頭詩(長谷川修児さん)を読
んで悲しくなりました。私も1922年生
まれです。安保条約、自衛隊、天皇制のな
い日本に住みたいのです。デモや集会に出ら
れなくても、意見広告にはずっと参加の決
意です。104号と105号の「会計係よ
り」を読んで考えました。私だったら、さ
りげなく、「賛助会員」か「9条バル」や
「ニュース・フレンド」等もありかなあ、
と思いました。お仲間のどなたも大切に!

◆戦前のあやまちを繰り返さないよう

岩手県一関市 吉川康治
戦前のあやまちを繰り返さないように願
うのみ。年はとりたくないものですね。

◆9条の意味 愛知県名古屋市長 青木忠夫

憲法9条は戦争反対の命綱

◆新テロ対策特措法阻止の意味

福岡県福岡市 脇 義重
参議院での与野党逆転の事態は給油・給
水法案を止める!ことにおいて、その実効
性が試されます。試されるのは与野党だけ
ではなく、反戦・平和を実現する市民力です。

◆市民の本当の声を!

東京都中野区 芦沢澄子
85才になります。PARCで吉川先生か
ら「市民の抵抗」を学んだことがあります。
市民の本当の声を届けて下さい。

◆由比忠之進さんの焼身自殺から40年……

神奈川県横浜市 八木充生
私は横浜エスベラント会でエス語を習つ
てますが、今年はエスベラント会から由比
忠之進さんがベトナム反戦のため焼身自殺
してから40年になり、墓参りなど行ないま
した。また米軍機の事故で母子3人が亡く
なって30年の年です。でも今も我が家の上
空を米軍の戦闘機が飛び回っています。こ
の先もこんな状態が続くのか、今が分かれ
目ののか。

【編集部から 1967年11月11日、エスペラン
ティスト由比忠之進さんが佐藤首相の北爆支持
に抗議して首相官邸前で焼身自殺しました。77年
9月27日、横浜市緑区の住宅地に米軍機が墜落
し、幼児2人が死亡、8人が重軽傷を負いました。
幼児たちの母は82年1月26日、闘病中に亡くなり
ました。】

◆事務局の働きに感謝

兵庫県三木市 東中善彦
私はキリスト教徒です。機関紙の発行、
発送など、献身的な働き、ありがとうございます。

◆イ平連は…… 東京都武蔵野市 野津 功

昔、ベ平連ありき。今、イ平連(イラク
に平和をー市民連合)なきぞ悲しき

◆社会正義の貫徹を!

兵庫県神戸市 家 正治
ILO(国際労働機関)憲章はその前文の
冒頭で「世界の永続する平和は、社会正義
を基礎としてのみ確立することができる」

と宣明しています。最近、国内外ともに、あまりにも社会正義が無視されているように考えます。「人間の尊厳の世紀」にするために社会正義の貫徹が必要と思います。

◆貴誌は大事な媒体なのでまた購読

福島県いわき市 青木裕一

反改憲と核燃料再処理ストップの運動に資金を吸いとられ、貴会に金がまわらない状況でした。またよろしくお願いします。ネット時代であっても、いろいろなジャンルの運動の現場の声を伝えてくれるこの媒体は大事ななので。

◆表紙の作品から不戦の思いを新たに

北海道函館市 俵 浩治

2005年秋に初めて無言館を訪れました。会報の届くたびに、表紙の作品からその折のことを回想し、不戦の思いを新たにしております。

◆万国の労働者、団結せよ！

京都府京都市 加藤敦美

いま思う。起て飢えたる者よ、今ぞ日は近し。万国の労働者、団結せよ！ 資本が地球を食いつくすのが先か、人びとがいのちに目ざめるのが先か。でしょうか？

◆防衛費を社会保障費へ！

大阪府大阪市 大東諭子

今こそ、九条の心を世界へ！ 防衛費を社会保障費へ！

◆安倍内閣のやったこと

京都府京都市 大井哲郎

今にして思えば、安倍晋三内閣は短い在任期間の割には、教育基本法の改悪やら、防衛庁の省昇格やら、憲法「改正」国民投票法の制定やら、随分なことをやったものである。

◆最も地球環境を壊しているものは

愛知県名古屋市 小栗郁子

膨大な車の排ガス、チラシなどで最も地球環境を壊しているのは企業であり、片づけているのはむしろ市民ではないか。戦争をやりたいのも一部の大企業・政治家ではないか。もう少し市民は現実気がつかないか、企業社会と共に滅びるほか仕方がなくなりはないか。企業は体である市民層を貧困化し、やせ衰えさせてしまつては、資本主義の維持すら困難になることが分からないのだろうか。

《年賀状から》

▼社会全体を戦争へと駆り立てた過ちを、私たち市民が繰り返すのか否かが問われる一年になりそうです。

大分県中津市 池田年宏

▼故小田実さんの言う「小さな人間」の一人として、今年も市民意見広告運動に参加し、新聞紙面を埋める小さな氏名の中から自分や友人達の名前とお互いの平和への意思表示を確認したいと思います。

埼玉県新座市 島 和子

▼官僚政治から市民主導の政治へ……。その第一歩となるのが政権交代です。最初から十のものを求めるよりも第一歩を踏み出すことがいちばん重要だと考えます。

神奈川県大和市 芝 公彦

「グリーン会員」の新設について

これまで、最終ページの「会計係から」欄で何度かご相談してきた会費の援助問題については、かなりの数の会員の方から、好意的な賛同のご意見が寄せられました。それらを勘案して、以下のように決めさせていただきました。

◎名称 「グリーン会員」

◎対象 少なくとも一年以上、本会の会員であった人で、今後も参加を希望しているが、何らかの経済的事情で会費を支払うことが困難になった人。

条件については細かい規定はせず、申し出があれば、原則として「グリーン会員」の資格が得られるものとします。

◎会費 「グリーン会員」の会費は、年間1千円とします。

◎なお、65歳以上の方、長期療養中の方、障害者の方は、お申し出があれば、これまで通り「シルバー会員」（年会費2000円）となれます。ただし、65歳以上の方は、生年をお知らせください。

◎また、会の財政を積極的に支えようという「協力会員」（年会費5000円）へのご参加をお待ちしております。

市民の意見30の会・東京 事務局

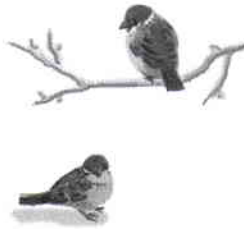
編集後記

●長らく連絡がとれなかった「イントレピッドの4人」の脱走兵のうちスウェーデンに残っている2人の連絡先を教えてくださいました。感謝します。2人のメッセージは40周年記念集会当日の朝に届きました。リックは森林労働者、マイクは建設労働者。リックは「仕事はきついけど、やりがいはあるよ」と書いています。もう60歳近い2人が元気で肉体労働をしていることを知って、何かすがすがしい気持ちになりました。

●市民意見広告運動の呼びかけ人の1人でもある音楽評論家のピーター・バラカンさんが、昨年12月8日、目出し帽をかぶった男に催涙スプレーのようなものをかけられ、

目やのどに軽傷を負いました。男は車に乗って逃走。この日、バラカンさんはジョン・レノンの命日を記念する講演をするため、港区の教会で打ち合わせをしていたところだったそうです。一方、葛飾のピラ配布裁判では、2審で驚くべき有罪判決が出ました。立川の自衛隊官舎へのピラ配布有罪判決と併せて、許しがたい露骨な弾圧です。この国の言論・司法状況の、これが現実なのです。

●編集委員 天野恵一、有馬保彦、井上澄夫、北原博子、佐橋弥生、杉内蘭子、高橋武智、西田和子、古澤宜慶、細井明美(次号担当)、道場親信、本野義雄(本号担当)、諸橋泰樹、吉川勇一、吉田和雄



市民の意見 30 の会・東京 2007年11月～12月会計

1. 収入	
一般会費	313,075
協力会費	91,750
敬老会費	149,500
障害者会費	4,000
(会費小計)	558,325
カンパ	217,375
ニュース販売	13,200
バッジ等販売	5,450
集会入場料	4,800
預かり金(*1)	202,000
立替金精算	128,246
収入計	1,129,396
2. 支出	
印刷費(*2)	366,414
発送費(*3)	163,300
通信費(*4)	4,433
事務用品	9,359
編集費(*5)	29,406
会場費	6,000
交通費(*6)	78,540
賛同費(*7)	1,000
事務所費	110,210
光熱費	6,971
送金手数料	420
雑費(*8)	15,870
立替金(*9)	121,929
預り金返済(*10)	202,000
支出計	1,115,851
3. 収支	
前月からの繰越	6,268,837
次月への繰越	6,282,382
残高の内訳	
会基本会計	4,355,820
条約基金	176,715
次期意見広告	1,326
F/I基金	1,715,820
預り金	32,701
計	6,282,382

注 (*1) 意見広告への賛同金。(*2) ニュース No.105 が ¥30,048、小田実追悼号増刷分が ¥79,689、振替用紙が ¥32,813。(*3) ニュース No.104 発送費が ¥145,920。(*4) 電話料2ヵ月分の半額、あと半額は市民意見広告運動が負担。光熱費、事務所費も同じ。(*5) うち沖縄写真購入費が ¥10,600、プリンタトナー代が ¥7,663。(*6) うち事務局スタッフ交通実費が ¥75,540。(*7) 「反戦と抵抗の祭」。(*8) 粗大ゴミ処理が ¥7,835、事務所ビル管理人へのお歳暮など ¥5,250 など。(*9) 家賃、光熱費、電話料等、意見広告運動が負担する半額分。(*10) 意見広告賛同費。

◆ 今期も黒字会計のご報告です。ありがたいございます。06年末の基本会計残高は344万円ほどでしたから、1年間で90万円ほどの増加になっています。07年中に315人の方が入会され、退会・逝去などが106人でしたから、年間209人の会員増となりました。しかし、この2ヵ月では入会12人、退会・逝去10人で、勢いはとまっています。

◆ 会費の援助問題については、別掲(35ページ)のお知らせをご覧ください。

◆ 憲法記念日意見広告運動は、賛同募金の締切期限が迫っています。なるべく早くご送金のほどを。また、お知り合いに参加をお勧めください。(Y)

会計係より